

平成27年3月定例会
文教福祉常任委員会会議録

招 集 月 日	平成27年3月 2日 (月)
会 議 場 所	市役所 4階 委員会室
開 会 日 時	平成27年3月 2日 (月) 午前 9時00分
散 会 日 時	平成27年3月 2日 (月) 午後 5時50分
委 員 長	中島 清
委員会出席議員	
委 員 長	中島 清
副 委 員 長	坂本 国広
委 員	菅野 博子 加藤 久子 野本 恵司 頓所 澄江
欠 席 委 員	潮田 幸子
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	な し

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 1 1 号	鴻巣市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 2 号	鴻巣市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 3 号	鴻巣市特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担等に関する条例	原案可決
第 1 4 号	鴻巣市介護保険条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 5 号	鴻巣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	原案可決
第 1 6 号	鴻巣市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例	原案可決
第 1 7 号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	原案可決
第 1 8 号	鴻巣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 9 号	鴻巣市教育委員会教育長の勤務時間、休日及び休暇並びに職務に専念する義務の特例に関する条例	原案可決
第 2 0 号	鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会条例	原案可決
第 2 6 号	平成 2 6 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 6 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 2 7 号	平成 2 6 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
第 2 8 号	平成 2 6 年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	原案可決
第 3 1 号	平成 2 6 年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
第 3 3 号	平成 2 7 年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 3 4 号	平成 2 7 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
第 3 6 号	平成 2 7 年度鴻巣市介護保険特別会計予算	原案可決
第 3 9 号	平成 2 7 年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議 請 第 2 号	「介護報酬の引き下げに反対する意見書」提出についての請願	不 採 択

委員会執行部出席者

(福祉部)

福祉部長	望月 栄
福祉部副部長	瀬山 久江
福祉課長	吉田 隆一
障がい福祉課長	杉山 彰男
子育て支援課長	春山 一雄
こども発達支援課長	高橋 正
保育課長	中村 幸司
保育課副参事	永野 和美

(保健医療部)

保健医療部長	福田 芳智
保健医療部副部長	川端由紀江
健康づくり課長	小沢 信吉
国保年金課長	瀬山 慎二
介護保険課長	高木 啓一

(教育総務部)

教育総務部長	牛田 忠
教育総務副部長	田中 潔
教育総務課長	村田 弘一
生涯学習課長	細野 兼弘
生涯学習課副参事	山崎 武
スポーツ課長	森田 政男
副部長兼中央公民館長	四方 輝雄

(学校教育部)

学校教育部長	小林三智雄
副部長兼学務課長	牧田 卓司
学務課副参事	初貝 博幸
学校支援課長	柳 雅之
学校支援課副参事	福島 栄
教育支援センター所長	松本笑美子
学校給食課長	清水 新一

書記 篠原 亮
藤平 美由紀

(開会 午前9時00分)

(委員長) ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。

野本恵司委員と頓所澄江委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第11号 鴻巣市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例、議案第12号 鴻巣市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例、議案第13号 鴻巣市特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担等に関する条例、議案第14号 鴻巣市介護保険条例の一部を改正する条例、議案第15号 鴻巣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、議案第16号 鴻巣市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例、議案第17号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、議案第18号 鴻巣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第19号 鴻巣市教育委員会教育長の勤務時間、休日及び休暇並びに職務に専念する義務の特例に関する条例、議案第20号 鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会条例、議案第26号 平成26年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分、議案第27号 平成26年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)、議案第28号 平成26年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第4号)、議案第31号 平成26年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議案第33号 平成27年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分、議案第34号 平成27年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算、議案第36号 平成27年度鴻巣市介護保険特別会計予算、議案第39号 平成27年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算、議請第2号 「介護報酬の引き下げに反対する意見書」提出についての請願の議案19件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議請第2号について紹介議員から説明の後質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。紹介議員の説明は、請願書の朗読のみとしていただきます。

次に、議案第11号から議案第14号までについて議案番号順に審査を行います。

次に、介護保険に係る議案第15号及び第16号について、関連があるため一括して審査を行います。

次に、主に教育総務部に係る議案第17号から19号までについて、関連があるため一括して審査を行います。

次に、議案第20号及び第26号の一般会計補正予算について、議案番号順に審査を行います。

次に、議案第33号の平成27年度一般会計予算について審査を行います。

次に、保健医療部に係る議案第27号、第28号、第31号の特別会計補正予算、議案第34号、議案第36号、第39号の特別会計予算について議案番号順に審査を行います。

議案に係る審査は全て執行部から説明の後、質疑、討論、採決の順序に進めたいと思います。また、質疑については質疑する内容についてよく整理していただき、議案第26号及び第33号については予算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。

なお、質疑については1議題、委員1人当たりできる限り20分程度を目安にお願いいたします。

また、1日目については午後6時をめぐりに、議案第33号の一般会計当初予算の説明まで行いたいと思います。

委員の皆様には円滑な議事の進行についてご協力をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。この方法でご異議ございませんか。

(菅野) 1議案につき20分ということは、当局の説明を含めて20分ですよ。議員の質問だけが20分ですか。

(委員長) はい。

(菅野) 議員の質問だけが20分ね。当局の答弁は入っていないのね。入

っているに決まっているのではないですか。入っていると本会議でもわかるように……

(委員長) これは含めます。

(菅野) でしょう。本会議でもわかるように、20分質問すると40分で答弁来るのです。倍来るのです。

(委員長) ですから、そのために前にもお話ししておきましたように、質問については自分で事前にまとめておいてくださいというふうに言っておきましたよね。

(菅野) そういう問題ではありません。5分しか言えません。5分発言して15分答弁来るのです。言えないではないですか。

(委員長) 執行部のほうにも簡潔な答弁をお願いしてあります。ですから、一応20分を目安というふうをお願いして。

(菅野) 執行部が今まで本会議場で余分なことなんか一言も言っていません。制度の説明とか、そういうのはやめてくださいと繰り返し言っているんで、ある程度固まった答弁していますので、時間が長くなっても論議を尽くす以外ないのですので、そこらは余り厳しく20分にこだわらないように、重要なことか、重要ではないかは委員の意見ですから。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時09分)

(開議 午前9時11分)

(委員長) では、再開いたします。

ただいま説明いたしましたこの方法にご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時11分)

(開議 午前9時12分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、議請第2号「介護報酬の引き下げに反対する意見書」提出についての請願について紹介議員の説明をお願いいたします。

(菅野) 先ほど請願の趣旨を読み上げることにしてと本会議場で読み上げていますので、いいですか。それとも、もう一回読み上げたほうがいいでしょうか。ちょっとの間黙読してもらおうとか。読み上げたほうがいいですか。

(委員長) 読み上げるだけ読み上げて。

(菅野) では、請願の趣旨を読み上げさせていただきます。

政府は、2015年度から介護報酬、介護サービスの公定価格を全体で2.27%引き下げることと決定し、これを新年度予算案に反映させました。介護報酬の引き下げは実質0.8%減だった前回12年度に続く連続削減で、介護職員の処遇改善1.65%、認知症中重度者対応の加算0.56%を除くと実質4.4%もの大幅な削減となります。特に特別養護老人ホームの基本方針は報酬全体の引き下げ幅の倍以上に当たる約6%の大幅引き下げとなり、施設以外でも通所介護の小規模事業所が最大で9%の削減、要介護者向けでは訪問介護を約5%削減し、通所介護は約20%もの引き下げとなっています。これが実施されれば多くの事業所の経営が直撃を受け、介護職員の労働条件や介護サービスの後退を招くことは必定です。特別養護老人ホームなどにつくる全国老人福祉施設協議会は、現在でも赤字施設が3割近くに及ぶ特別養護老人ホームなどではやむなくボーナスカットや非正規雇用への切りかえ、賃金水準の引き下げもあり得る危機的な状況に陥るおそれがあると今回の引き下げに重大な懸念を表明しています。厚労省は処遇改善加算によって140万人、料金換算につき1万2,000円程度の賃上げを見込んでいると説明しますが、介護で働く事務職員や理学療法士など約70万人は対象外です。しかも加算を得られるのは職務に応じた賃金体系や研修の実施、子育て支援など労働環境が整っている事業所に限られ、今でも2割弱の事業所が加算を得られていないのが現状です。国の推計でも現状のままの対応では介護職員が25年度に約30万人不足すると見られており、介護報酬の引き下げは事業者の経営を圧迫

し、サービスの低下や職員の削減などにつながりかねず、人手確保にも逆行することになります。公費負担の割合をふやすなど、利用者負担とならないような手だてをとりながら、介護報酬の引き下げについては行わないようにすることが必要です。鴻巣市議会において地方自治法第99条に基づき、介護報酬の引き下げに反対する意見書を国に対し提出していただけますようお願いいたします。

請願事項、介護報酬の引き下げに反対する意見書を提出すること。

以上です。

（委員長）以上で朗読は終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

（頓所）真ん中の中段あたりなのですが、介護で働く事務職員や理学療法士など、約70万人が対象外ですという文言があるのですが、理学療法士だとか看護師、管理栄養士などそもそもの基本給が違うと思うのです。それなので、この処遇改善はなぜやるかという介護職員の基本給が低いから、他の企業であるとか、それから働く人たちと同じにするためのもので、低い人たちに光を当てるといふか、脚光を浴びるためのものであって、70万人の対象外というのはこの人たちも上げたほうがいいということなのですか。でもなければ、どういう意味でここで書いたのかお伺いします。

（菅野）ここに全国労働組合総連合が出した「介護に希望と笑顔」と、こういうパンフレットがあるのです。それで、介護職の月収が9万円低いという新聞記事も載っております。調査によると、正職員の昨年10月の賃金は20万7,795円と厚労省が調べた全産業の平均の29万5,700円を8万8,000円下回っているということなのです。それで、先ほど言ったようにいろんな職種があります。職種、雇用形態、賃金でいうと、例えば今言った理学療法士、これはリハビリ職です。これは、25万2,233円が平均みたいですね。これは正規の雇用です。正社員の場合です。それで、ケアマネが24万4,573円、理学療法士と大して変わらないです。事務職員は23万4,675円。全平均がさっき言ったように20万7,795円なのです。介護職は19万8,527円で一番低いわけですね。それと、非正規の職員の場合にリハ

ビリ職の非正規職員というのは、これはいないのです。賃金に書いていません。ケアマネは平均1,119円、介護職は1,018円、看護職は1,353円、事務は925円、全職種平均の非正規の労働者は1,051円となっています。どちらにしろ全産業の平均の29万5,700円には、理学療法士って大変な勉強している資格ですよ。これを得た人でも5万円程度安いということです。ですから、こういう人たちは対象外ということです。事務職や理学療法士などが全産業並みの賃金をもらっているならいいのですけれども、やはり全体に介護職というので低い中で対象外なのはいかなものかということを行っているのだと思います。この資料を見て。

（頓所）本来であれば介護職だけでいいのではないかと聞いていただけなのですが、いいです。話していてもきつとかみ合わないと思いますので、ここでは介護職に光を当てて、介護職員のためのものだと、だから70万人対象外であるけれども、これは必要ではないのではないかと、かなり理学療法士とか看護師さんって一般的にいい給料をとっているので、1万2,000円を介護職だけでいいのではないかと思ったのでちょっと聞いてみました。

次の下から4行目なのですが、公費負担の割合をふやすなど、利用者の負担とならないような手だてをとりながら介護報酬の引き下げについては行わないようにすることが必要ですということなのですが、公費負担の割合をふやすということは介護給付費が増大して、ひいては介護保険料が高くなるということにつながるのではないかなと思うのですが、いかがですか。

（菅野）税での負担をふやせば介護保険から出す分は減るのではないですか。国がちゃんとどんどん引き下げ、ここに書いてあるとおり6%もの大幅引き下げになるわけですから、特養一つとっても基本報酬全体の引き下げ幅が2.27%の倍以上になった、6%の大幅引き下げを行うわけですから、特養の3割は赤字経営で待機者が52万人にも上るので、さらに引き下げられたら特養がやっていけなくなるのではないですか。ですから、介護報酬のほうは介護職の分は何がしかしてありますけれども、でも要するに組織全体には減らすわけですから、全体では2.27%引き下

げるわけですから、ここをやめろということを行っているわけです。引き下げをやめなさいよと。今でも大変なのに、政府は引き下げろと言っているわけですので、やめてくださいということですので、その分経営が楽になるということだと思います。

（頓所）公費負担という形は、今1割負担なのを2割負担とか、そういうことなのかなというふうに、公費と書いてあるから、そういうふうに受け取ってしまったのですけれども、そうではないということなのですか。

（菅野）違います。この請願文の上から4行、5行と上からの1段落は今私が言ったことを説明している文章ですので、それをご理解いただければわかると思います。報酬全体の引き下げ幅の倍以上に当たる6%の大幅引き下げになるということを書いています。また、小規模事業では9%で、訪問介護を5%削減し、通所介護はそうすると20%も引き下げとなっていますという中に今の答えはあるのではないかなと思います。

（頓所）私の質問とちょっとかみ合わないのでもいいです。これで以上です。

（加藤）ちょっとよく理解できないのでお聞きするのですけれども、介護報酬、いわゆる介護サービスの公定価格というのはいろんな介護サービスがありますけれども、例えばヘルパーさんが幾らとか、いろんなそういう公定価格がありますよね。それを引き下げるというふうなことの、今国が考えているから、それを引き下げないようにと、そういうふうなことですよね。私ちょっとわからないのは、介護報酬の例えば一番わかりやすいのはヘルパーさんの介護報酬が下がるということは、利用者として1割負担で今やっているわけですよ。いろいろと所得によっては3割にするとか何かいろんなことがありますけれども、普通の一般所得の方であれば1割負担でサービスを受けられることになっているわけですが、引き下げたことによって1割負担というのでも減るようになるのですか。その辺ちょっと引き下げによって、それが利用者がどういふふうに変ってくるのか。これを言っているのは、事業者が経営が困

難になるというふうな考え方が出ていますよね。そこで働く人の報酬とか、給料とか、あと事業者の経営がかなり困難になるというふうな内容がここに書かれているわけですがけれども、介護における利用者と事業者との関係がちょっと理解できないのですけれども、その説明をお願いしたいのですけれども。

（菅野）文を読んでもらえばわかりますけれども、国から老人福祉施設に来る報酬分を下げると言っているのです。国から来る報酬に対して何%と来ている分を、利用者ではないです、事業所に来る部分を減らすと言っているのです。それが5行に書いてある文章だと思うのです。それで、介護職員が給料が安くて結婚するとき生活できないでやめていくというのは知れ渡っていることではないですか。だから、介護職員に対してだけは何がしかふやしますよということを行っているわけです。事業所は減らすけれども、介護職員に関してだけ増やします、でも介護を支えているのは職員だけではなくて、リハビリや看護師や事務員や全体で介護というのは支えているわけで、ほんの一部の人にしか行かないものだし、まして職場自身もいろいろ規定があるわけです。賃金体系や研修が実施されているとか、子育て支援が整っているとか、そういうことで加算をするということになっているという意味なのです。この文に書いてある以外、私は特別……人の発言中に何ですか。何かそんな不正なこと言っていますか。

（頓所）質問に対しての答えになっていない。

（菅野）質問で答えているではないですか。あなたの見解です。質問者が理解しているのに何であなたが言うのですか。では、あなたが答えなさいよ。エキスパートなのでしょう。

（頓所）私が答えることではないので。

（菅野）あなたに答えてもらう筋合いはないけれども、質問者が納得しているのに何で言うのですか。委員長がちゃんとやっているのです。

（加藤）議事進行か何かでするのかなと思ったのでしましたけれども、それは質問に答えていないとか何かというのはそこで頓所さんが言う話ではありませんので、それはそれこそ静粛にお願いしたいと思います。

それで、利用者の負担にもならないようにというふうにももちろん書いてありますけれども、引き下げをしたことによって利用者の負担になるどころか、私は逆に国から来るお金が少なくなる、それに対して利用者への影響って少なくなるということは、利用者というのは1割負担というふうなことであるとその辺どういうふうに、あくまでも介護サービスの公定価格に対しての1割負担ということで利用者は利用しているわけですね。だけれども、国から来るお金というのはどういうふうに利用者とか各介護保険の中で特別会計があるわけだけれども、それとの整合性というのか、その辺がちょっと理解できないのと、あと本当に一般的に今鴻巣市内の介護事業者、いろんな事業者ありますよね。特養にしてもデイサービスだけをやっているところがあるわけですが、全国的に見てということではなくて、私の見解の中では鴻巣を見てなのですけども、今鴻巣市内にもつい先日もデイサービスセンター的なものできています。

(何事か声あり)

(加藤) いや、100床ではなくてデイサービスセンター的な。今回あそこはデイサービスではなくて、吹上の北新宿にできたのはデイサービスセンターではなくて……

(特養の声あり)

(加藤) 特養ではなくて、有料老人ホームです。それも一応福祉施設ではないですか。そこでもみんな介護保険を使われて、あと3カ所つくります、できますというふうな、私も竣工式に行ったときにそういう話を聞いたのですけれども、次から次へとそんなにたくさんデイサービスセンターやらそういう事業所がつかれるということは、会社でやっているわけですね。私が今例を出した北新宿のところは。そうすると、本当にそんなに事業所の経営が大変な中で、お年寄りのために慈善事業みたいな形で本当にそんなふうな事業所というものが次から次へとできるのかな、実態の経営はわかりませんが、その辺はどういうふうに考えていますか。

(菅野) 有料老人ホームというのは別枠だと思います。介護保険とは別

枠で。納得して入るから。ただ、てねるって100床ができました。埼玉新聞に大きく市長もあれして載せていましたけれども、特養に関しては鴻巣は二百数十人の待機者がいるわけですから、建てていただきたいというのが市民の声です。それで執行部に聞きましたら、職員を確保できるか別です、100人の職員を確保してできるとなれば、鴻巣は60人ぐらい入れるのではないのでしょうかということ、そういうのは待たれていると私は思います。

それと、これで言いたいのは職員の給料やら運営に必要な部分を削れば、介護職員の分だけ何がしかふやしても全体の経費に結局平均にせざるを得ないわけで、施設は運営が苦しくなりますということを行っているわけ。だから、減らさないでくださいと。そもそもなぜ減らすかという、テレビでご存じのようにため込みがあると。大企業の内部留保と違うわけ。社会福祉法人見たら、自民党が言うには基金がいっぱいあると。だから、経営は楽なのだ、だから削るのだということを出しました。ですから、ある国会議員によっては大企業の285兆円の内部留保とは違うのだと、これは施設が老朽化したときの本当に改修のためとか、人数がふえたときふやせるようにとか、そういうことのお金であって、大企業の内部留保とは違いますよと施設側も不当だということを行っているわけ。

それから、例えば制度でいうとケアマネが今40人に1人なのを今度のあれでは50人に1人にするのです。40人持つだけでもケアマネは大変なのに、ケアマネは特別ふえるわけではないのしょうけれども、それでも50人となるともっと過重労働になるわけ。ヘルパーだって1時間が1単位だったのを45分にされまして、今サービス残業をしたり、それから途中で切り上げるとか、そういうことになっています。ですから、介護に関する福祉は充実すべきであって、鴻巣においてはあり過ぎて困るというものではないと思います。ただ、サ高住のように、私たち見に行っただすよね、ココファンのようにあそこは有料老人ホームのようなものですから、大変高くて入れない。十四、五万も出すと入れないです。年金をそんなにもらっていませんので。そういう実態があるので、介護保

険の範囲でできる制度が必要であるということでこの請願が出ていると思います。

以上です。

(加藤) 下げたことで本当に事業者の経営的なのというか、そういうことが一番問題になる。ここに利用者の負担とならないような手だてというのは、下げたことで利用者が何か負担になってくるものというのはあるのでしょうか。

(菅野) 今度の改悪の中で今までの相部屋、4人部屋とか5人部屋の、大抵4人部屋でしょうか、相部屋は食事代というのを取っていないのです。請願には載っていませんけれども、そういうのも今後……

(部屋代じゃないの声あり)

(菅野) 部屋代。取ると言っているのです。こういっても1カ月に1万5,000円ぐらいになると言っているのです。相部屋は結局取る理由は、電気代や水道代なんかうちいたってかかっているでしょうと。食事代取ったのもそういうことでしたよね。うちいたって御飯食べるでしょうと。それで、病院が取るようになったので、ではついでに介護施設もということでどんどんふやしていっているのです。病院は療養の一翼を担うものだし、介護報酬だってそこで生きていく介護保険の範囲で担うものであるのに部屋代を取ると、そういうことまで負担をどんどんふやしてきているのです。それはここには載っていませんけれども。

(加藤) では、結局事業所に来るお金が少なくなったことによって、今まで取られていなかった部屋代なんかもそこへ加算される。おむつとか何か、本当にその人が使うものに対しては全部今個人負担になっているわけですね。さらにそういったことの下げることによって、そういうふうなことも考えられるというふうな内容も出てくるというふうなことです。だから、それがそういうことにならないような手だてとして引き下げをしてはいけないという、そういうふうな内容でよろしいのでしょうか。

(菅野) これは、前に頓所さんが意見書を出して私も賛成しましたけれども、要するに要支援1、2を外して市町村の独自事業にするというの

も税と社会保障の一体改革の、12月に国会で押し通した、やめてと私請願の紹介議員になりまして、加藤議員には賛成していただきましたけれども、皆さん反対して不採択にされましたけれども、その中に入っているのです。税と社会保障の一体改革が19法案押し通しましたので、その中に今回のこういうのが介護保険の改悪の中に全部入っていたのです。それで言ったわけですけれども、この議会では意見書を出せませんでしたけれども。

以上です。

（野本）今回のこの請願に関して、厚生労働省が介護事業者に対して調べた経営の実態調査では、事業所の平均の利益は8%あるということがやっぱり大きな要因だったと思うのです。3割の事業所が赤字というふうにあります、その残りの7割の部分で平均8%あるということは相当利益のあるところが多いのではないかというふうに思うのです。そういう意味では、事業所の企業努力の部分をもう少しやっつけていかなければならないというふうに考えますが、いかがでしょうか。

（菅野）これがさっき言った利益の8%というのが、いわゆる積立金のようなことを利益だと言ったのです。だから、施設側は違うと言っているのです。大企業の基金でため込んで、それと違いますよと言っているのです。これは、施設を改修したり、仮にふやしたり、そういうときのためのお金ですよ、決して利益ではありませんと、第一賃金も安く使っているわけですから、そこは自民党側の言い分と施設側の言い分は違っているということです。

以上です。

（野本）ほかの一般企業からすると、何でそこだけ違うというふうに言い切れるのかという話にもなって、ほかの企業だってそういうことは必要なわけで、そのところがやっぱり難しい判断のところかとは思いますが、ただ企業努力として工夫できるところはまだ私はあるのではないかなと思うのです。一つの大きな産業となっているので、そのところはまだまだ工夫ができるというふうに感じているのですが、いかがでしょうか。

(菅野) この中に職員にアンケートをしたのが載っているのです。誇りとやりがいがあるという人は男女計で67.8%、そうは思わないが9.7%で、わからないが22.5%です。だけれども、やめたいと思うことがあるかというのは、いつも思うが8.7%、時々思うが48.6%、合わせると57.3%です。思わないが32.4%、わからないが10.3%。それから、夜勤があるわけです。だから、夜勤を負担に思うことがありますか、時々思うが42.9%で、いつも思うが27%ですから、7割が負担だよと。それから、休憩や仮眠の時間が夜勤のときとれていますかといったら全くとれていないというのが2交代夜勤で20%、15分程度というのが20%、30分程度が5.5%というふうに、要するに安い給料で一生懸命やって、でも誇りとやりがいはあるけれども、体力も続かないし、とてもやれない、やめたいなという感じでやらざるを得ないと、そういう状況です。ですから、給料も安いですがけれども、高くはないけれども、仕事が大変きついということです。身内、お知り合いでいっぱいいると思うのです。なっている方がいっぱいおられて、ヘルパーをやっている方もとてもやってられないと。休憩時間が労働時間に入らない、移動時間が労働時間に入らないのですから、行ってやる時間、45分しか入らないのです。ここへ行くのに車で20分かかったとしても、それは労働時間に入らないというのですから、それはとてもとてもできません。ですから、そもそも消費税を高齢化社会のためとって入れたのではないですか。消費税を導入した1989年の後に介護保険というのはできたのですから、高齢者のためとていながら非常におかしいことだと思うのです。消費税に282兆円も取って、その分が高齢者の福祉に回れば介護保険なんて入れなくても必要なかったと思います。やはり政府が国民に言っていることとやっていることの違い、痛みが今労働者やこれからふえる高齢者、国民に大きく不安を与えたり、苦しみを与えているのではないかなと思います。

以上です。

(委員長) ほかに。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(頓所) 議席番号 2 番、頓所でございます。議請 2 号 「介護報酬の引き下げに反対する意見書」提出についての請願についての反対の立場から討論いたします。

介護報酬の引き下げは、介護事業者にとって厳しい状況になる場合もあることは確かでしょうが、サービスの向上を目指し、さまざまな加算を算定することや、介護報酬の改定により地域単価が上がることなどで引き下げ幅を極力抑えることも可能だというふうに聞いております。介護報酬改定に当たっては、平成 26 年度社会保障審議会(介護給付費分科会)では 20 回以上の審議会等を開催しております。また、何よりも平成 27 年 1 月 11 日に閣議決定をされておりますことから反対といたします。

(委員長) 賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議請第 2 号 「介護報酬の引き下げに反対する意見書」提出についての請願について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手少数)

(委員長) 挙手少数であります。

よって、議請第 2 号は不採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 4 5 分)



(開議 午前 9 時 4 5 分)

(委員長) 再開いたします。

次に、議案第 11 号 鴻巣市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例につ

いて執行部の説明を求めます。

（福祉課長）議案第11号 鴻巣市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例につきましても、75歳以上の高齢者数が増加傾向にある中で、現在年齢が75歳、80歳、85歳、90歳及び95歳の方へ支給している敬老祝金の支給額について、平成27年度以降現行の1万円から段階的な引き下げを行い、平成30年度には5,000円とするものでございます。

条例の内容につきまして説明いたします。第5条で平成30年度の支給額を5,000円とするものです。

附則第2項で支給額を平成27年度8,000円、平成28年度7,000円、平成29年度6,000円とし、年度ごとに段階的に引き下げを行うものでございます。

以上でございます。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

（菅野）予算書の何ページでしたっけ、敬老祝金。民生費の中で。予算では2,800万ですよ。

（108ページの声あり）

（菅野）108ページです。予算では、敬老事業補助金というのが2,836万6,000円出されています。要するに人数がふえるから減らすと申しますが、本会議場で論議したとき、では5,000円にしたときに何倍ぐらいになっているから減らすのだと聞いたら2倍にいかないと言った気がするのです。5,000円になるときに今の人数の2倍にならないと。そうすると、2,800万の倍にしても5,600万ですよ。2億8,000万ではないのです。何でもこれを人数がふえたからって減らさなくてはいけないのかと。減らすべきところがほかにあるのではないですか。どこもやらないのに、コウノトリに6,000万も何千万も基金に積んでコウノトリ飛ばすよから始まって、削るべきところがあるのになぜこれを削らなければいけないのかと、金額が幾らを試算して削るということになったのか改めてお聞きします。

（福祉課長）75歳以上の高齢者の方が年々増加傾向にある中で、合併前

ですが、平成16年度に75歳以上の高齢者への祝金の一律支給から75、80、85、90、95の支給区分とする大幅な見直しを行いました。平成18年度の支給対象者数は約2,000人でしたが、今年度の支給対象者は約3,000人に達し、平成18年度の1.5倍となっており、将来を見据えますと今回何らかの見直しが必要であると判断したものでございます。敬老祝金支給事業は、高齢者への敬老の意を表し、長寿を祝福するとともに、あわせて家族の労をねぎらうという祝金の支給、それがこの目的でございます。他市では、77歳、88歳、99歳の節目に祝金を支給するといった事例もありますが、より多くの高齢者の方々に長寿を祝福する気持ち、祝金としてお届けし、深く敬意を表したい、そういう思いの中から今後も引き続きより多くの高齢者の方々に祝金をお届けするために、鴻巣市でやっております75歳からの5歳刻みの祝金支給を継続するために今回の祝金の金額の減額を行おうとするものでございます。

（菅野）確かに喜寿だの米寿だの古希などにやっているところはあると聞きましたけれども、それはくれるのは2万円ですって。1万円ではありませんって。だから、75と80でもらっても1万と同じですよ。75と80でもらって、ここの場合は88まで生きていても1万5,000円にしかならないわけですから、何しろどちらにしろ人数がふえることが削る要因です。そのことで倍になったってわずか5,600万です。倍にはなっていないではないですか。3,000人ではないですか。1,000人ふえただけで1.5倍なのになぜここで減らさなければいけないのか。ほかに削るべきところが幾らでもあるのではないですか。これは市長に言うことですが、削るという姿勢が間違えています。長寿をことほぎ、家族の労をねぎらうのなら、こういう予算は最初に予算として獲得して市民の皆さんに還元すべきです。全市民に行く施策なのですから、なぜ人数がふえるといって減らすのですか。2,800万ふえることで鴻巣市が倒産しますか。700億の借金財政の一翼をこれが担っていますか。違いますよね。大型開発が担っているのです。削るべきではありません。

以上。

（福祉課長）77歳、88歳、99歳の区分支給を仮に行おうとしますと、現

在3,000人が対象となっている祝金の対象者が1,500人になってしまいます。ですから、その辺のこと、あくまで現行の5歳刻みの支給区分、これを継続するために今回祝金というものをより広くの高齢者の方に敬意を表したいという、この制度を鴻巣市において存続するために5歳刻みの中で、制度は維持する中で段階的に減額を図ろうとするものでございます。

以上でございます。

(菅野) 部長から答えてください。課長ではありません。削るのを前提にいろいろ理屈を考えるとという理論がそもそもどこから出てくるのか。何でもそうです。人数がふえるからといって削る。もちろん難病手当も人数がふえるからですよ。12月に難病手当を減らすと言ったのも60の難病が300になるから、5倍になるから5分の1にすると。手当の額はそのまま、みんなにやるためには5分の1だというのに難病手当見たら2,000万ではないですか。去年4,700万なのにことし2,000万に削っているではないですか。こんなこそくなことないのと同じように、削るという論議が何でここから出るのかと、ふえるから削るという論議が。財政的に非常に困難だということなのでしょう。どこからそういう理念が出てくるかということを知りたい。

(福祉部長) 確かにいろいろな市の予算を編成していく中で事業というのはたくさん、1,000を超す事業がございます。1つの事業で当然ふえたり減ったりという見直しをせざるを得ません。と申しますのも市の予算が限りがあるという中で基本的には自主財源であります税をもとに市の事業というのは構築をされております。それ以外では、今回の事業などでも特例債を使ったりとか、さまざまな補助金を使ったりして事業を組んでおります。そういった意味でいいますと、税というものが今150億前後になるかとは思いますが、伸びているわけでもございせんし、今後の将来を見ますとなかなかやはり就労人口が減っていく中では非常に厳しくなっていくということが考えられます。そういった意味でもう何年も前からある面では枠予算という考え方を市は導入いたしまして、福祉施策に何十億、道路等の建設事業に何十億とある面では大枠

をはめる中でそれぞれの事業を実施しております。確かにそういった中でどの事業を見直すのかという視点からいいますと、制度が改正されたりとか国の方針が変わるとか、もう一つは対象者が大幅にふえるとか、大幅に減るとか、こういった視点から事業の見直しというのは随時やらざるを得ないというのが現状でございます。そういった意味でこの敬老会の敬老祝金を見て見ますと、確かに10年前の人口から今の1.5倍まで膨らんで、さらにまた10年後になりますけれども、給付の対象者が4,600人ぐらいまでいくわけです。ですので、1.5倍ぐらいになるわけですが、これを続けられないのかといえ、この事業だけ見ていけば決して続けられない事業ではございません。ただ、ここで膨らんだ部分さらにほかの社会保障の中での、例えば高齢者における介護特会の一般会計からの拠出、そういった部分もどんどん膨らんでまいります。ですので、こういった視点から見ますと事業を見直しせざるを得ないのだと、そんな観点から今回見直しをさせていただきました。ただ、先ほど課長が申し上げましたとおり、77、88、99という節目式もありますけれども、これを実施いたしますと今よりも約半分の人数、対象者になってしまいます。と申しますのも88になりますと77歳の人口の占める割合よりも大幅に減少します。4分の1近くに減少します。99歳になるとさらに減ってまいります。ですので、そこが1万、2万になったとしても対象者が減るという中では市としては対象者はまずは今のままでやらせていただいて、多くの中にお祝金を届けたいと、そういったスタンスで5,000円のほうへ年度別に切りかえていくと、そういった見直しをさせていただいた次第でございます。

以上です。

(野本) この対象者がふえるからという説明はわかりませんが、具体的に、実際的に対象者がふえるのは先ほど10年後の人数とかとありましたが、いつごろがピークと見て考えていらっしゃるのでしょうか。というのは、この条例で定めているのはどの辺までのことを考えて、これで高齢化したピークを越えられるというような見積もりでやっているのか、またもしかしたら今後このような見直しをせざるを得ないことになっていくの

か、その辺を伺いたいところです。

（福祉課長）これはピークというのは、いわゆる2025年問題と言われております平成37年ですか、そちらがほぼピーク、鴻巣の推計ですと鴻巣市におきまして約4,300人になりますが、その前後がピークというふうに考えております。ですから、その10年間を見据えた中での今回の今のうちの5歳刻みを推計する中で、この5歳刻みの減額とした次第でございます。

（野本）そこまで想定してこれができているということでは、また将来これが見直されるということではなく、この制度でずっといけるだろうということ考えていらっしゃると見てよろしいわけですね。

（福祉部長）10年というスパンで考えますと、今では大丈夫だろうと思いますが、先ほど申し上げましたようにこの事業だけで見ているわけではございませんで、市の全体の予算で見えています。先ほど課長が申し上げました2025年問題というのもあるのですけれども、人口が大幅に減ってまいりますので、そういった中で税収というものが相当下がってまいります。そうすると、市の予算全体も今回縮小型の予算のほうへ入ったということで市長が申し上げましたけれども、この10年の中では結構大きな変革があるのかなというふうに考えております。ですので、今のこの敬老祝金をそのまま10年後まで続けられますとここで明言は申し上げませんが、続けたいというふうに考えております。

以上です。

（野本）つまり想定はしているということですのでよろしいわけですね。

（福祉課長）そのような想定の上で今回の条例改正を行うものでございます。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（菅野）鴻巣市の政治姿勢が合併特例債推進型予算のもとで、合併以来1

0年間一貫して民生予算がカットされてきました。例えて言えば、これまでの繰り返し言っている紙おむつの支給事業の5,000円、3,000円、それから福祉タクシー、全県で12枚という市は鴻巣以外ありません。それから、燃料費助成も1,100円が700円に下げられる。そして、難病患者の手当から始まって、今回とうとう敬老祝金まで減らすという、大型開発を正さない限り鴻巣市の2015年度予算、700億の借金財政は減りません。福祉予算がふえたから、国政も大借金がふえているわけではありません。市政の立脚点が市民の命と暮らしを守る立場に立っていないという点を指摘し、反対します。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありますか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第11号 鴻巣市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 鴻巣市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(保育課長) 議案第12号 鴻巣市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、児童福祉法が「保育に欠ける」を「保育を必要とする」に改正されたことによるものです。施行日につきましては、平成27年4月1日からでございます。

以上です。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(加藤) 今まで保育所に入れようとする人は保育に欠けるという、文言の訂正だけというのはわかるのですけれども、保育に欠けるというふうなことが保育を必要とするということではほかの文が全然変わっていないのですけれども、欠けるのと必要とするというのが同じ意味だけれども、保育に欠けるではなくて必要とするというふうになるだけの話なのでしょうか。

(保育課長) 以前は保育に欠けるということで、大きな理由としては就労、お勤めだとか、お母さんの勤めで保育することができないという欠けるという表現で条例等も作成はしておいたわけですが、今回の改正によりまして保育を必要とする、今までは保育に欠けるというのはお母さんがお勤めだとかという形で視点から見ていると。今度の改正によりまして、保育を必要とするということで子どもさんというか、児童のほうから見る視点を書いて、児童中心の制度だと理解はしております。以上です。

(加藤) 内容的には何ら変わらないということですよ。私もあるところで何かやっぱり一般市民が、そういう幼児を持つ人ではないのですけれども、保育に欠けるというのは何なのみたいなことを聞かれて、私たちというか、わかっているから保育に欠けるでやってきたのですけれども、それが必要とする人はこういうことで入所できるのですよという文言の変更というふうなことなわけですね。何か行政語とかというのは本当にわかりにくいものがあるわけですが、一般的な内容に変えたという理解でよろしいのですね。

(保育課長) そのとおりでございます。必要とするのほうを理解しやすいという形でございます。

以上です。

(菅野) 欠けると必要とするでは言葉が違うのですから、どういう点が違うのか。自分が必要ですよと言えば、今度は認めるということですね。就労ではない親がいるからだめだということは今後は言わないと。必要だという議論がどこが変わるのか。

(保育課長) 保育を必要とするという項目につきましては、条例によりましてこういう項目を必要とする、例えば就労だとか病気、お母さんの介護、それから育児休業だとか、内容につきましては先ほど加藤委員さんのほうからありましたとおり、今まで、欠けるという内容と必要とするの内容に変わりはないと考えております。ただ、今度改正されたことによりまして、保育を必要とするということの中には就職活動をしている場合、今までは例えば就職が決まって保育に欠ける場合、子どもさんを預ける。今後につきましては、就職活動をする場合に90日間という期限はございますけれども、保育を必要とするという項目の中に入ってきて、入所の条件の中になってきております。それ以外については、従前と変わりはないと認識しております。

以上です。

(菅野) 今までもそれは言っていますけれども、任意で認められていたわけではないですか。でも、言われていますけれども、90日、3カ月では子どもを置いて就労の面接とかに行けません。これは、現実に見合った、文が変わったことで少し余裕を持たせる運営になるのでしょうか。

(保育課長) 就職活動、今言ったように90日間、3カ月という形で余裕は見ているのですけれども、その間に例えば職安に何日行って、どこの会社を面接してという形で就職活動を続けているということであれば、また継続ということも考えられると思います。もう一つは、3カ月で終わった場合に就職活動を毎日するわけではございませんので、面接だとか職安に行く日だけを一時保育を利用していただいて就職活動をするというのも一つの選択肢ではないか、うちのほうとすればそういうこともPR、周知はしていきたいと思っております。

以上です。

(菅野) わかりましたけれども、一時保育はただ高いのです。結構な、幾らですっけ、2,000円ぐらい取るのでしょうか。二千幾らですよ。高いのです。そんなおいそれと4回行くから1万円、5回行くから1万幾らは出せないです。誰か見てくれる人がいないとなかなかできないということですが、それからここで保育料が利用者負担がのせられて…

…だって12号でしょう。13号か。では、わかりました。
終わり。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第12号 鴻巣市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 鴻巣市特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担等に係る条例について執行部の説明を求めます。

(保育課長) 議案第13号 鴻巣市特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担等に関する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、子ども・子育て支援法に基づき、保育所や認定こども園及び施設給付型を選択した幼稚園に係る利用者負担を規定するものです。

内容につきましては、第3条で利用者負担額を規定しております。

次のページの別表第1をごらんください。別表第1は、認定こども園や幼稚園に通園する3歳以上児で、1号認定教育標準時間に該当する方の利用者負担でございます。AからCの3区分、5階層に市町村民税により分かれております。最高額は市民税21万1,201円以上で2万5,200円となっております。国の基準では2万5,700円でございます。

次に、次のページの別表第2をごらんください。別表第2は、2号認定と3号認定で保育を必要とする方の利用者負担額になります。今までの保育料につきましては、年齢区分で3歳未満児、3歳児、4歳児と3つの区分に分かれておりましたが、この負担額表では国の基準によりまして3歳以上児、3歳未満児と2つの区分に分かれてございます。階層につきましては、AからC階層で18階層から成ります。最高額につきましては、3歳未満児の市民税が33万3,100円以上で5万5,000円となります。保育の短時間につきましては5万4,000円でございます。この金額につきましては、従前の保育料の金額と同額となっております。また、多子軽減につきましては継続して行います。

第4条では、利用者負担額の減免規定となっております。詳細につきましては、規則において規定をいたしていきます。

第5条では、時間外保育料について規定をしております。子ども・子育て支援制度によりまして保育標準時間と保育短時間に認定が分かれることによりまして、保育標準時間につきましては7時半から6時半までの11時間、保育短時間につきましては8時半から4時半までの8時間といたします。この時間以外の保育につきましては時間外保育料を徴収するものでございます。金額につきましては、次の次のページ、別表第3をごらんください。7時から7時半まで月額で1,800円、夕方の6時半から7時までが1,800円として、朝と夕方利用する場合につきましては月額3,600円ということになります。また、特別な事情によりまして利用する場合は10分50円といたしました。時間外保育料の金額の根拠でございますが、時間外保育に要する経費として臨時職員の賃金や光熱水費を加味いたしまして、10分50円といたしました。30分で150円、月20日利用した場合は月3,000円となりますが、その6割といたしまして1,800円といたしました。この6割につきましては、現在の保育料が国の基準の約6割程度としていることから、同様に設定をいたしましたものでございます。また、生活保護世帯や市民税の非課税世帯は無料といたしました。時間外保育料につきましては、平成27年7月からの施行といたしまして、その間に保護者につきましては周知をしてまいりたいと考えております。

以上です。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(加藤) 保育料の関係なのですけれども、先ほど説明の中で最高額33万3,100円のこの人たちは今までと同額というふうなことでしたけれども、そのほか全体的にも同額ということなのか、1つ確認です。

(保育課長) 金額につきましては、今の保育料を維持するというのを主眼に置いていますので、今までは所得税を基準に保育料を決めておったのですが、所得税から住民税になったということだけで、所得税が例えば1万円だったら住民税が幾らという形で計算をいたしまして、保育料の金額につきましてはどの階層の保育料も今の保育料と変わらない金額に設定はしております。原則今の保育料を維持するという形では考えておりますが、どうしても所得税から住民税になったということで若干の増減がある方は仕方ないことかなとは考えております。

以上です。

(加藤) では、一般定刻の時間は今までどおりとほぼ変わらないということになるわけですよ、今の説明ですと。しかしながら、時間外保育ということがそこに加算される、もちろん時間外を使う方ですけれども、それが月額1,800円ということですから、これは月何回利用しても1,800円、10分当たり50円、これは10分当たりって、ですから例えば普通は4時半まできり預けていないけれども、その後どうしても何かあったりとかで10分というか、10分当たりで50円、では30分だと150円とかと、そういうふうに加算されていくわけですよ。大体10分オーバーするなんていうのは、もう時間だ、行かなくては思っておくれてしまって10分おくれるなんていうことはあるかもしれないのですけれども、大体予定がもし何かあってお願いするということは、そんな10分なんていうふうな短時間では用の足りない方のほうが多いと思うのです。今までは全て時間外も同額でやっていたわけです。1カ月の保育料で賄っていたわけでしょう。やっぱり子育てを支援するという中で、私は前の支援制度ができるときに、では時間外は別途徴収すると、そういう国の制度が来るとい

うのはわかっていてどうなのかと聞いた覚えがあるのですけれども、ほぼ今までどおりになると思うというふうな答弁を聞いた覚えがあるのですが、実際にこういうふうに条例でそうではなくて、やはり時間外保育の保育料を徴収するというふうなことになるわけです。やっぱり子育て環境日本一ということをやっている鴻巣市として、国の制度ではそうですけれども、やはりそれこそほかのいろんな事業、やらなければならないという事業でなくて、やらなくても1年間過ぎる事業なんていうのは今回の予算の中にもいっぱいあったと思うのです。例えば行列をやるとか、そういうふうなこととか、毎年毎年何か必ずやらなくていいような事業内容が新規事業で入るといふのがあるわけですからけれども、そういうことをどんどんと予算組みをしていく中でこういう保育所というのは本当に必要があって預けるわけです。なので、やはり国の制度としてはそういうふうに別途料金というふうなことではうたっていますけれども、鴻巣市としては国はそうでも鴻巣は子育て環境日本一をつくるのだということでこういうことをやらないのだというふうな、そんな考えというのはなかったのですか。お願いします。

（保育課長）時間外、今延長保育という形で実施をしております。これは、ほかの市町村は施設ごとに延長保育料を民間だと取っているところもあるのですけれども、鴻巣市につきましては公立と民間の保育園を同じ基準で延長保育料は取っていないという形で長く実施をしてきたわけでございます。その中で延長保育、時間外保育を実施している中で今度支援制度が始まるという形で11時間と8時間、標準時間と短時間という形で時間が決められました。例えばですけれども、別表の第2を見ていただくと、15階層の一番高い方が今最高で5万5,000円とお話しをいたしました。これは、11時間の標準保育をされた方の保育料でございます。その隣に5万4,000円という金額がございますが、これにつきましても保育の短時間、8時間の保育を受ける方は5万4,000円と、ここで1,000円の違いしかございません。例えば保育短時間の方がさっき議員さんがおっしゃったように毎日10分ぐらいおくれて来るといふ形になりますと、標準時間の方は5万5,000円で、短時間の方は5万4,000円。標準時間の

方は11時間ですので6時半までになりますけれども、6時半にならない、例えば5時にお迎えに来る方も8時間を超えてしまいますので5万5,000円でやっていただく。短時間の方が5万4,000円で毎月の保育料を払って行って、毎日10分ぐらいずつおくれて来るという形になりますと公平性に少し欠けてくるのではないかという議論もございました。これにつきましては、去年の10月から保育料がある程度国から示されたときから部内でも検討をしてまいりました。公平性に欠けるのではないかと、今まで取っていなかったのですけれども、取るほうがいいのではないかとということで判断をしたわけですが、この判断をするに至りましたは民間の保育園の園長さん、また公立の所長等のご意見もお聞きをいたしまして、保育園の園長さん等につきましては仕方がないのではないかとというようなご意見もいただきました。

また、鴻巣の方が北本の保育所に通勤だとかで預けている方については、北本は今でも時間外を取っているのです。ということになると、鴻巣の方が北本の保育所に預けた場合は延長時間を取られてしまうのです。逆に北本の方が鴻巣の保育所に預けた場合は、鴻巣は延長保育を取っておりませんので、延長保育料はなしという形になります。鴻巣の方が本来は鴻巣の保育所に預けたいのだけれども、いっぱい預けられなくて北本の保育所のほうに預けた場合には延長保育料は取られてしまうということもございますので、やっぱり公平性にちょっと欠けるのかなということで、近隣市町村の状況も加味しまして、この制度が始まることによって新しく延長保育料を取るところもございますし、今まで取っていた市もございます。鴻巣市につきましては、それらを加味いたしまして、延長保育料を徴収するというにしましたわけでございます。

以上です。

(加藤) 今まで北本も取っていたということですがけれども、でもそれは北本にある保育所に保育料を払うから、その方というのは今まで払っていたふうになるわけですね。だけれども、今課長がおっしゃったように、鴻巣に預けたくても預けられない、そういう状況の中で北本に預けざるを得ないという、そういう方にとっての市の配慮というのは、では

一切していないのですか。

それと、標準時間が最高額の方が5万5,000円というふうなことで、これは今までとほぼ同額ということなのですけれども、ここで結局標準時間で33万もの住民税でなっているというふうな方というのは4時半なんかには迎えになんか来られない方がほとんどというか、多くの方が標準時間では間に合わないのではないかなと思うのです。そうすると、ここに必ず1,800円というのがプラスされるのでしたっけ。先ほどの説明でちょっと。プラスされるのでしたよね。時間外ですから。そうすると、結局これはあくまでも標準単価であって、ここに5万6,800円とあるわけです。朝と夜とが違うわけですよ。そうすると、月額3,600円がここへ加算されるということですよ。やっぱり何か子育て、子育てで環境をつくらなければいけないとか、少子化対策をしていかなければならないという中で逆行していると思うのですけれども、国自体もおかしいかと思うのですけれども、そういうふうにして、でも今までは鴻巣は取っていませんでした。北本なんかも取っても別によかったのでしょうけれども、取っていませんでしたというふうなことなのに、そういうことなんていうのは近隣に合わせる必要はなく、やっぱり子育ての環境をきちんとしていくのだということで、そういう議論はなかったのですか。

(保育課長) 最初の鴻巣市に入れなくて北本へ行った人という形で対応はどうなっているのかということでございますけれども、これにつきましては民間保育所の定員の増を図っていただくという形で、2つの保育園で定員増を来年から図っていただくことになっております。また、認定こども園が1つできたということで48名定員がふえております。それから、民間の幼稚園でやっている一時預かり事業につきましても継続して実施をしていくということで、それと1年後にはなりますけれども、予定といたしましては幼稚園のほうが認定こども園を開設をしたいということもございますので、年々計画的に定員の増は図ってまいっております。

それから、2点目の議論の関係でございますが、確かに去年の10月あたりから部内では保育料について今まで無料だったのを取るということに

ついて慎重に議論をしてまいりました。近隣市町村関係なくということでお話あったのですけれども、先ほども申し上げましたとおり、鴻巣の方が北本に行くと北本では取られる、行田、熊谷等でも取られると思いますので、その辺のところはどうしても近隣市町村の広域利用をされた方と鴻巣市内の保育所を利用された方が違うというのは、やはり公平性に欠けるのではないかという議論はございました。

以上でございます。

（加藤）市外に預けられている方、いろいろ事情があるかと思うのです。ただ、鴻巣の保育所に預けたくても預けられなくて行っている人に対しての問題かなと思います。鴻巣にあっても自分の勤め関係とかいろんなことで最初から私は鴻巣ではなくて北本なり熊谷のほうに預けたいという人は、それはそれで北本のそういう制度があれば個人負担のそういうことがあっても今までは仕方がないのかなと思うのですが、やはり鴻巣に預けたくても預かっていただけないので、他の市町村に預けていたという方に対しては今までもそれはやはり鴻巣の市民というふうなことでそれなりの対応をすべきだったというふうに思うのですけれども、今だったの話を、この話は今までのことは終わってしまうわけですが、とりあえず今度は近隣等に合わせて取るというふうなことは、そういうことは本当に近隣に合わす内容ではないというふうに思うのですけれども、これって次世代の協議会の中でもこの保育料の関係というのは審議したのでしたっけ。

（保育課長）次世代の計画を策定する中におきましては、実際には私のほうから案として皆さんにはお示しはいたしました。議論というところまではいっておりません。

（福祉部長）時間外保育、他市町村との広域利用の話もありましたけれども、基本的な考え方というのは開所時間に対して今回新たに保育の標準時間11時間という設定と短時間ということで8時間の設定、これがされたわけなのです。実際に先ほど来保育の必要などという表現の中では、認定をするわけなのです。この子はこれだけの時間を保育を必要としておりますよと。そういった中では、例えば私は保育短時間、あなたは勤

務時間とか就労時間からいって保育長時間になりますという時間でこの2種類の中で決められていくわけです。それで、一定の時間の枠を超えた場合には当然にその方が本来保育を必要としていた認定した時間に対して何らかの理由でオーバーするわけです。それが一時的なのかどうなのかというのが議論があるわけです。その保育料が先ほど言いましたように通常時間の11時間と短時間で違うわけなのです。ですから、短時間のほうが当然安いわけです。そこを超えて保育を30分だからいい、10分だからいいという議論ではなくて、時間の中で認定をしたにもかかわらず、そういう必要性が発生したときには、当然そこに保育士が働いたり、そういった必要経費がかかるわけですから、そこに費用徴収をしませんと、さっき課長が言いましたように標準の方と短時間の方でお金の負担で不公平が生じるということが出てくるわけです。ですから、そこがベースでもともとこの時間外保育というのを徴収というのが国の考え方でもありますし、市の中で内部で検討した話でもあります。

もう一つは、やはり保育の時間というものでこちらのほうで人の配置をしていくわけです、朝でも夜でも。そういった中で基本的なルール、預ける時間というものを守っていただきたいと。本来決められた時間の中で保育を利用していただきたいというものがありますので、こういったことを父兄の方々にもご理解いただきたい。近隣の動向も当然ですけれども、基本的な考え方というのはその保育標準時間と短時間というこの制度が新たに生まれたというのが今回の時間外保育の考え方になります。

以上です。

(加藤) 預けるその時間を守ってほしいって、やっぱりそれは安易に考えて延長とか何かというふうなことをするというふうなことはどうかなと思うのですけれども、しっかりと正規の職員なり勤務をしているという方はもちろん絶対その時間は帰れないというのがあるわけではないですか。それできちんとそういう契約ではないのですけれども、やるということですから、それでもその人たちは別に本当にきちんと預けて、どうしてもそういう時間外が必要な方も何人もいらっしゃるわけではな

いですか。そういう方に対して、さっきの言葉ではないですけれども、必要な人というふうなことでしているわけで、時間外に関して今まで取っていなかったものを取るということに関していかなものかなと思うのですけれども、では今までと何が考えが変わったのか。国もそうですよね。部長のほうから説明がありましたけれども、ちょっとその辺理解に苦しむところなのですけれども。

(福祉部長) 先ほど11時間でおさまらない方に関しましては、保育所は今12時間開いておりますので、前後の30分、30分で延長を使っていたと、こういう形になるわけです。それは、当然先ほど言いましたように必要経費というものがかかっているわけなのです。全てが皆さんが同じ時間で同じ時間に帰っていただくのであればこんなことはしません。現実的には保育士を配置して、それだけの部分がかかるわけです。なおかつそれを超えた方は、ファミリーサポートであったりとか使って費用負担しているわけです。ですので、そういった意味で適正な保育料というのは、先ほど言いましたけれども、国の基準の6割を今市のほうはベースで4割軽減しているわけです。一方でそういう考え方の必要などころに関しては、費用発生に関しては費用を負担していただくというのが、これは保育だけではなくて基本的なルールだというふうに私のほうは考えておりますので、今回の時間外保育に関しましても使った分に関しては、これは本当に職員の人件費は入っていません。臨時職員の人件費のみですので、本来であれば保育所の時間が11時間であるのであれば11時間で閉めても構わないわけです。そういうわけにいかないから12時間やっているわけなのです。ですから、そういうこともありますので、きちっとした中で利用に応じた形で費用負担をしていただきたいというのが市の考えでございます。

以上です。

(委員長) ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時38分)



(開議 午前10時51分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(菅野) まず、1個お聞きしたいのは、13号の別表第2の上に同一世帯の小学校3年生までの兄または姉を有する場合には、多世帯の場合です。年齢の高い順に2人目は半額、3人目は無料、それで次のページの下から5行目の5、同一世帯から2人以上の小学校就学前の子どもが保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、もしくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所した場合には高い順から2人目、3人目となっていて、これいっぱい子どもがいる場合の要件が違うようなのですが、最初のは小学校3年生ですよね。5のほうは小学校就学前になっているのです。ここら辺はどういうふうに違って、なぜ違うのでしょうか。

(保育課長) これにつきましては、多子軽減という形で子どもさんが何人かいる方につきましては2人目が無料という形になっております。別表第1と別表第2につきましては、別表第1につきましては現在の幼稚園の基準になっております。現在の幼稚園に入っている方につきましては、こういう小学校3年生まで無料という形で2人目は半額、3人目は無料という形になっています。別表第2につきましては、保育所に入っている方につきましては就学前で2人目という形で数えておりますので、現在の制度を維持しているという形でございます。

(菅野) 小学校就学前に3人いるというのは、これは至難のわざですよね。年子とか双子とかで産めばあるかもしれないですけども、1年生になってしまったら2人目、3人目にならないわけでしょう。1人しか受けられないということですよ。2人目、3人目の子が。これは、せめて小学校3年生までに幼稚園並みにならなかったのでしょうか。幼稚園が3年生ということは、どういうことで3年生になっているのでしょうか。

(保育課長) 幼稚園のほうの3人目というのは、幼稚園就園奨励費の関係で小学校という形になっておると。

以上です。

(菅野) 実際に保育園以下の子が、学校へ行かない子が3人というのはどれほどの世帯が、全体でいうと1割ぐらいしか利用できないとか、い

やいや、2割、3割ぐらいは利用できているというのか、年度にもよるでしょうけれども、対象者ってどれぐらいいるものでしょう。厳しいよね、子どもの少ないときに。

(保育課長) 保育所に入っている方で3人以上、2人、3人という方でございますけれども、現在手元に資料ございませんので、どのくらいというのはちょっとお答えできません。

以上です。

(菅野) では、それは後ほどわかる範囲で。年によっても違うと思えますので。それから、保育料は変わらないということですが、いずれにしろ朝と夕方の30分、30分で月額30分であろうが、10分であろうが、何回利用しようが一律の1,800円、1,800円ということですが、これは、そうすると多くの方が利用せざるを得ないだろうと、例えば電車で通っていて電車がおくれるとか、車で通っていて車の交通事情が悪いとか、そういうことで多くの方がそういう場合は手続きしなくてはいけない制度になるのか。そういう場合は特例となるのか。

それから、特別な事情により一時的な利用の10分50円って非常に厳しい時間管理が必要だと思うのです。誰がどうやって管理してお金の請求なりするのですか。それとも、予想して最初からもう申請して保育料に入れてしまうということなのでしょうか。

(保育課長) 1点目のどのくらいの方が利用するかということでございますけれども、朝7時から7時30分まで、現在利用している方でございますが、1つの施設で平均8名でございます。それから、夕方の6時半から7時まで利用している方、これも平均いたしますと約7名の方が利用しているという形になります。

それと、10分50円のほうですけども、現在も保育士さんがお迎えに来た保護者の時間は何時に来たかという形でチェックはしておりますので、その延長上でやっていけるといふふうに考えております。

以上です。

(菅野) 意外と少ないというのは、多分行っていきますと自営業の方などは割と早目に迎えに行っていると思います。それから、自由がきいて迎

えに行けるおじいちゃん、おばあちゃんがいるとか、私も今は開放されましたけれども、ずっとやってきましたけれども、仮に時間外が無料であっても届け出はしておかなくてはいけなかったのです。私立の保育園ですけれども、遅くなる場合は届け出をしておくと。それで、5時までには迎えに行けますと出した人は5時までに迎えにおいでと厳しく言われました。お金が取られなくても、人員配置の関係がありますから、それは今までも厳しく言われましたけれども、ただお金は取られていなかったわけですから、そうすると朝30分、夕方30分はまだいいにしても、10分というのは、これは人手が必要ですね。それを見て記録して、お金にして請求する人手が必要ですよ。保育所で完全給食になったとき、あきれ返ることに1,000円御飯代って取るようになったのではないですか。今まで取っていませんでしたね。主食は持っていったわけですから。そうすると、そのための実務が大変です。現金で集めたのです。そのために100人からいる保育園では大変でした。それを聞いています。ですから、このことがいわゆる保育士不足の中でこれって実務上負担になるのではないのでしょうか。10分刻みというのはどうなのでしょう。

（保育課長）主食費のお話も出ました。今主食費1,000円、3歳以上の方現金で集めております。これにつきましては、担任のところに持ってきていただくという形で徴収はしております。現金徴収ということで全然滞納はございません。今後延長保育料の徴収につきましても臨時職員と正職が必ず延長保育には入ってまいりますので、正職のほうがその日に来た時間をチェックして、それを今の考えでは1週間ぐらいで集計をして、徴収につきましては今後検討していきたいと思うのですけれども、1カ月単位にするのか、1週間単位で集めるのかという形では検討していきたいと思うのですけれども、できるだけ職員の負担にならないような方法を考えていきたいと思えます。

以上です。

（菅野）保育士不足が今言われていますよね。ですから、国も保育士を何か簡単な講習で保育士になれるように、看護師の二の舞みたいなことを考えているようなことも言われていますけれども、枠を仮にふやして

も保育をする保育士が集まらなければできないわけです。そこら辺は枠をふやしたのだから、その分待機児童も何もなくなるというものではないと思うのですが、そこら辺はここで言うのですっけ。次で言うのですっけ。そういうのはどうですか。保育士の確保がちゃんと料金以前にできるのでしょうか。

（保育課長）保育士につきましては、臨時職員を現在採用して、途中入所だとかには対応をしております。ただ、延長保育につきましては延長保育、朝晩だけやっていただけの方、臨時保育士の方に今お願いをしております。昼間につきましては、フルタイムにつきましては通常の臨時保育士さん、延長だけの保育士さんという臨時の方もおります。ただ、やっぱり延長保育士さんは募集をしてもなかなか集まらないという現実がございますが、来年度に向けてはある程度来年度の入所者も含めた人数で臨時保育士の確保、また正職員を配置はできるかなと考えております。

以上です。

（菅野）本来最初から臨時職員全てではなくて、最初の7時からやる場合でも、夜7時までやる場合でも必ず正規の職員1人はちゃんと配置すべきだと思うのです。それに足る正規の職員を採用すべきです。第一同じ保育資格持っていて、安上がりの労働力で使われるのは本当に若者の人生そのものをも否定するようなものですから、市が正規の保育士を募集するといふときすごい競争率なのは、全部臨時の保育士さんが正規の職員になりたくて必死で受けるのですから。どこかから来るのではないでしょう。非正規の今の職員さんが正規の職員になりたくて一生懸命受けるわけです。そこら辺は、ちゃんと労働に見合った条件として税はそういうことに使うべきだと思いますけれども、こういうことも含めて答弁をお願いします。

（保育課長）正規の職員につきましては、来年度4名採用するという形では聞いてございます。本年度につきましては、定年退職する保育士さんはございません。本来ならば欠員を補充するという意味で採用計画のほうを立てていただいているところでございますが、本年につきましては

は4名採用していただけると。ただ、その後に自己都合でやめられる方が3名おるといふことをごさいますので、差し引き1名の増といふ形で来年度は体制は組んでいきたいと思ひます。

(菅野) 4名とるのは、自己都合で本当に体がぼろぼろになってやめるといふ方がいるわけです。毎年毎年いるわけです。だからとるのであって、これは必要な人数をとっているのであって、非正規の職員を正規の職員にかえるための人数配置ではありませんよね。ここら辺は部長はどう思ひますか。正規のちゃんと大学へ行って資格を取った方が臨時の職員で雇われるといふのはいかなものでしょう。4名、5名では補充です。

(福祉部長) 菅野委員さん毎回ご指摘いただきまして、私のほうも福祉部長として正規職員の割合を高めたいといふのは当然ごさいます。ただ、全体の計画の中で今ちょうど半々ちょっとぐらいですか、やはり正規職員だけでは回らないといふような実態がごさいますして、当然職員担当の総務のほうに毎回話をさせていただひています。今回やめられる方といふのがどちらかといふとご家族の介護関係といふのが、そうすると募集をかけた夏の以降に入ってきますので、私どものほうは今回定年で退職される方がいなかったもので、5名募集をかけていたのですけれども、ここで4名確保できればいいなと思ひていたのですけれども、結果的にはそんな形になりました。ですので、今後ともできる限り必要な人数を確保していきたいといふふうにお思ひしております。

それから、先ほどの多子軽減の中の割合なのですけれども、1号のほうですけれども、幼稚園のほうで第2子がいるのが40%、3子が2%、公立保育所になりますけれども、第2子が18%、第3子が1%と。子どもが少ないですから、当然3子までいきますとがくんと減るといふ現状があります。幼稚園の場合には小学校3年生までといふのが、幼稚園自体が実際に3歳以降からですか、するとちょうど小学校3年生で6年間なのです。保育所もゼロ歳からスタートしますので、その6年間、6年間は同じなのです。ですから、第3子までの割合といふのは、やはりさっきの2%と1%を比較しますとほとんど変わらないといふ状況でござい

ます。ですので、少なくともたくさん第3子以降もいらっしやればいいのですけれども、今の現状でいきますと多くても2子までというのが現実的なのかなというふうに見られる傾向がございます。

以上です。

（菅野）最後にお尋ねしますけれども、今回の有料にする施策の中で幾らぐらい増収になると考えているのか。朝の30分、夕方の30分、それから10分50円を取るのが幾らぐらいの予算になると見積もっているのか。

（福祉部長）先ほど課長の答弁の中で1園六、七名ということになりますので、当然1園で1カ月で前後を使う方というのが仮に3,600円ふえたとしても2万1,600円ですか。この10分単位というのは非常に読めないところもございまして、どちらかというところでは私どものほうでは時間内とにかく迎えに来てくださいというお願いをずっと続けていきたいと思えます。ですので、増収という考え方は基本的にはしていませんで、それ以上に時間の範囲の中できちっと保育を迎えに来ていただきたいということと、その部分が仮に若干でも増収になるのであれば、そういった意味での保育士さんの臨時職員の方の数多く雇い入れられる原資になるかもしれない。ただ、そういうものではございませんので、性質的にそれよりは今どちらかというところの国の保育料の4割軽減して6割で設定していますので、その部分の中で皆さんのほうで子育て施策をしていきたいというふうにご検討しておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

（菅野）そうすると、2万1,600円で何園あるのですっけ。全体で幾らになるのですっけ。保育園というのは何園ある。8園。では、2万1,600円の8園なら17万2,800円ではないですか。2万1,600円の8倍でしょう。たった17万2,800円なければ鴻巣の市政はやっていけないのですか。これは福祉の理念から離れています。部長はいいです。手を挙げないでください。まだ言うことが。かかったお金は、要するに受益者に負担させるというのは福祉の理念ではありません。これは、他の国ではこんなのは無料です。ドイツにしろ、OECDの国では。教育費だって、高校なんかはほとんど無料なので。それに17万2,800円のために不平等だか

らお金を取るなんていうのでは、では学校はどうか。あれだけの大きな建物をつくって、義務教育で9年間。そうすると、学校も人数で頭割りなんていったら学校に行けなくなります。あれだけの広いところへ先生から何から入ると。ですから、福祉というのはそういう人数割や受益者負担で考える施策ではないということです。では、学校をなくしましょう。さんざん金かかるから。そういうことになるではないですか。子どものいない人は教育費を払いたくないとか、そういうことになりかねません。年にとって子ども関係ないから、孫は鴻巣に住んでいないから払いたくないということになりかねません。ですから、受益者負担という考えで考えるのは非常に福祉切り捨ての根底にある理念ですので、これは払拭すべきだと思いますので、この点を部長にお聞きします。

（福祉部長）福祉の理念という考え方があるかと思いますが、私の考えというか、市の今の施策の中で考えられるのは限られた予算の中ではやはり一定のそれ以上のレベルを、サービスを受ける方には一定の負担をしていただこうと。最低限であったり、あとは基本的な分野に關しましては当然その部分を福祉の提供をさせていただきますけれども、一定以上のサービスを受ける場合には一定額のご負担をお願いしたいという基本的な考え方でございます。

以上です。

（頓所）1点なのですが、他の市町村で同じこのような条例の中で途中入園、途中退園の場合の利用料の日割り計算ではないのですけれども、そういう項目があったのです。本市は月額だけだと、例えば途中でやったとしても丸々1カ月分利用料を払うということなのですか。その1点をお伺いします。

（保育課長）保育所の途中入所につきましては、民間につきましてはその月の1日に入所している児童について措置といいますか、委託料を支払わせるという形になっておりますので、できるだけ月の初めの1日付で入所をしていただくという形では今までやってきております。月の1日で委託料だとか決まりますので、1日付で入所を考えております。今後につきましても特別な、本当に月の半分だとか15日だとかで入所とい

う形もあろうかなとは思いますが、措置につきましては1日付でやっていきますので、保育料だとか主食費だとかについても1カ月分ということで継続してやっていきたいと思えます。

(頓所) 多様な働き方の中で、例えば入所日が1日という場合だけではないと思うので、今後日割り計算をするとか、何かそういうことも必要なかなと思って提言させていただきました。

以上です。

(野本) 大きく2つほどお聞きしたいと思えます。

まず1つは、3条関係のことで別表第2がありますけれども、認定のことについて2号認定、3号認定というふうに大きく分かれていて、2号は3歳以上児、3号が3歳未満児、そのほかに保育時間を決めるに当たっては認定する審査というのは具体的にどのようなようになるのでしょうか。

(保育課長) 保育時間の決定でございしますが、これにつきましては就労証明書、それから通勤時間を加味いたしまして決めております。

(野本) 要するに事務的な手続みたいなことで、それ以外には別がないということによろしいのですか。

(保育課長) はい、そのとおりでございます。

(野本) 実際の料金の表を見ていきますと、例えば一番上の数字、ゼロから始まっていきますけれども、実際に金額が発生していくところは標準時間が4,800円、短時間が4,700円、100円の違いですよね。時間については8時間と11時間の3時間の違いがある。それで、その差を追っていきますと、一番最高額になっても500円の違いと。これは、右の3号認定についても同じような、3号認定の場合は最終的には1,000円の違いまでなりますけれども、この金額の差のつけ方というのはどのように考えるのでしょうか。

(保育課長) これにつきましては、国の基準が標準時間のマイナスの1.7%という形になっておりますので、それを使わせていただきました。国の基準どおりでございます。

(野本) では、もう一つ伺います。

5条関係の別表第3のところ、ちょっと私も保育園は未経験でよくわ

からないのですけれども、特別な事情による一時的な利用というのは、上の午前と午後の超過分との関係というのは、これはどういうふうな関係なのか。申し込み制だから、申し込みをしていない人というようなことなのか、ちょっとそこだけよくわからないのですが。

（保育課長）これにつきましては、仕事に早く行かなくてはならないとか、そういうような事由で常に送ってきている時間より早くなった場合、それから帰りにつきましては急にお仕事はその時間、時間外という形になった場合に想定はしております。

以上です。

（野本） そうだと思いますが、利用する上記の2つと下の特別な事情の利用する人の違いというのはどういうことなのかということです。

（保育課長）これにつきましては、7時から7時半までという形で1カ月利用すると1,800円という形になっています。朝につきましては、お勤めが早く始まるという形で、常に7時15分に保育所のほうに送っていかなければならないという形の方が1カ月という形で想定はしております。それ以外に先ほども申し上げましたとおり、今日だけ特に早く行かなくてはならないという方は特別な事由という形で10分50円ということ想定しております。

以上です。

（野本） そうすると、10分50円というのは要は上記の30分に当たるということで考えると、150円というのが基本的には1日の上限という、朝もあれば300円というのがフルというふうに理解してよろしいですか。

（保育課長） 保育園の開所時間が7時からでございますので、7時から預けた場合は7時半までの150円という形になります。夕方につきましては6時半までが通常の保育時間となりますので、それ以上の30分、夕方の7時まで預けた場合は150円という形で朝晩預けた場合は倍の300円という形でしております。

以上です。

（野本） そうしますと、たまたま突発的なこと、予期していなかったことで10日で1,500円だから、朝早かったとか夜遅かった、どちらかですよ

ね。例えば6時半までに来られなかったということが12日続く場合は上限の1,800円に達してしまっていて、それを越えることもあり得るということなのか、それとも上限でとめるということなのか、その辺はいかがなのでしょう。

(保育課長) あくまでも突発的なことという形で10分50円を想定しております。これが月の20日のうちの15日以上時間外が起こるというようなことであれば、月の申請をしていただくという形では考えておりますので、そのときのケース・バイ・ケースという形ではやっていきたいと思っております。

(野本) ということは、途中から状況を見てそれに該当させることができるというふうに考えてよろしいでしょうか。

(保育課長) 月の途中からも時間外が1カ月以上続くよということであれば、それは可能だと思います。

(委員長) ほかに。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(菅野) 13号に反対討論を行います。

朝7時から夜7時まで働く労働者というのは、多くはいわゆる単身で子育てをしている家庭とか、そういう家族が迎えに行くとか、うちで子どもと対応できないという困難な条件にある人だと思います。特に母子家庭の方がよく今言われています。今政府の政策で労働者の4割が非正規の労働者、特に女性の単身の労働者は所得200万以下の方が8割だと言われています。本当に大変な中生活している人たちに負担が行く施策であると思います。これによる市の収入は概算で3,600円で6園の2万1,600円、1人の負担分です。それをやっても市がどうにもならない、立ち行かなくなるという負担増になる金額ではありません。とにかく200万以下の方が1,000万を超えたという中に単身で子育てをしている家庭、特に母

子家庭がある中でやはり困難な中立ち向かう市民の暮らしを励ます制度でないことは明らかです。こうした点も指摘して反対します。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) 討論はありますか。

(加藤) ただいまの議案第13号に対しまして反対討論をさせていただきます。

子ども、子育て支援の新しい制度の中でいろんな国からのそういったものが来る中で大きな改正というものがあるというふうなことは承知しております。しかしながら、子育て環境日本一ということによってやっております鴻巣市であるにもかかわらず、今までの時間外の保育料は今までの保育料の中で時間外も受け入れていたというふうなことがあるにもかかわらず、この制度に基づいた中で時間外をこのような月額1,800円、朝と夜になりますと3,600円という負担額が正規の保育料に加算されるわけです。こういったことは、やはり子育て支援をするに当たりまして逆行しているというふうに考え、他市町村に合わせるということではなくやっていたきたいというふうに思いますけれども、こういった逆行することに対しましてこの条例に関し反対討論とさせていただきます。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第13号 鴻巣市特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担等に関する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 鴻巣市介護保険条例の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(介護保険課長) それでは、議案第14号 鴻巣市介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の一部改正につきましては、介護保険法の規定に基づきまして、第6期介護保険事業計画の策定に伴いまして、27年度から29年度の介護保険料の額を定めるものでございます。また、あわせまして地域支援事業の見直しによる新しい介護予防・日常生活支援総合事業の開始時期を平成29年4月1日とすることを附則に規定するものでございます。

議案が大変多くて、お時間のない中なのですが、保険料ということですので、丁寧にご説明をさせていただきたいと思っております。最初に、保険料率についてご説明させていただきます。内容につきましては、簡単に申し上げますと現在の基準月額4,268円を4,696円に変更すること、それから現在7段階9区分となっていたものを10段階にさせていただくというものでございます。

内容について本日お配りいたしました資料をもとにご説明させていただきたいと思っております。まず、一番最初の議案第14号関係委員会資料①をごらんください。左から第5期、真ん中が第6期、一番右側が国の標準ということで作成させていただいております。第6期の部分をごらんいただきたいと思っております。真ん中あたりのところ、第5段階、4,696円、1.00、5万6,300円となっておりますけれども、この部分がいわゆる基準額ということになります。では、割合と書かれた行をごらんいただきたいと思っております。先ほどの基準額をベースといたしまして、当然ながら低所得の方に対しましては0.幾つという割合を掛けまして介護保険料の軽減を配慮しているものになります。第1段階から第4段階までの方が対象になります。次に、一方で一定以上の所得のある方につきましては、1.幾つを掛けておりまして、全体の基準額を低くしようとした場合には所得の高い方のところを高い掛け率として負担をお願いするという仕組みになってございます。

本市の特徴でございましてけれども、第2段階のところの割合が0.65となっていると思っておりますが、その右の国標準では0.75ということでございました。これを本市では0.65ということで下げております。その理由でござ

ございますけれども、現在の第5期のこの区分の方々が割合が0.65でありまして、低所得の方々においては現状より掛け率が割合が高くなるということがないように配慮させていただきました。このことから第1段階から第5段階までの方につきましては第5期と全く同じ割合、区分ということになっております。それから、先ほど申し上げましたとおり、このような低所得者に対しましての対策をするのであれば、その分をどこかで補うということが必要になります。その部分といたしまして、今回国標準の第9段階のところ、ここの部分を合計所得400万を区切りとさせていただいて2つに分割させていただいて、10段階を設けさせていただきまして、割合を1.8とさせていただいております。

続きまして、第6期の保険料の月額が4,696円となったその要因についてご説明させていただきます。次のページ、委員会資料②をごらんください。人口推計あるいは要介護、要支援認定者推計と記載されているかと思いますが、2025年に向けまして本市においても高齢化が進んでまいりますので、どうしても介護保険料の基準額が高くなっていくというような傾向がまずございます。具体的に人口の状況を見ていただきたいと思いますが、一番上が人口や第1号被保険者の推計になります。総人口は減少傾向となっておりますが、その一方で第1号被保険者は平成27年度は3万660人、29年度には3万2,484人と高齢化率で27.6ということに増加すると推計させていただいております。3年間で第1号被保険者の数は合計で9万4,815人になります。その下の欄ですが、要介護、要支援認定者推計、こちらにつきましては平成27年から29年にかけて3年間で941人の増加が見込まれまして、29年度末では4,842人になると推計いたしました。1号被保険者もふえますが、要介護認定者もそれ以上の割合でふえるという見込みになってございます。

次に、委員会資料③、次のページ、介護保険料基準額の算定をごらんください。4行目、④のところですが、1号被保険者負担割合というのがあるかと思いますが、ここにつきましては、第1号被保険者の保険料の算定の前提として給付に対しての負担の割合がございまして、これが第6期では21%から22%に1%上がります。かわりに第2号の被保険者

の負担割合が29%から28%に減少ということになります。この1%の上昇ということで1号被保険者1人当たりの保険料についても増加をするというものでございます。それから次に、①番の標準給付費見込み額についてでございますけれども、24年度と25年度の実績、それから26年度の実績と見込み、それと今回介護報酬の改定がありましたマイナスの2.27%、これらの情報をもとにいたしまして、必要となる3年間でそれぞれ年度ごとに介護給付費あるいは介護予防給付費など各サービス費を算出いたしております。これによりまして、3年間の標準給付費見込み額は合計で212億5,932万8,175円ということになりました。その下の②の地域支援事業見込み額につきましては、総給付費の3%以内と規定されておりますが、3年間の合計で5億9,282万2,200円となりました。

それでは、今のお話を踏まえまして、保険料の算定方法について詳細をご説明させていただきます。引き続き③の資料をごらんください。初めに、①の標準給付費と②の地域支援事業費見込み額、これは先ほどご説明したものですけれども、この2つを合計しますと③の218億5,215万375円になります。この③の額に先ほど説明しました④の第1号被保険者保険料の負担割合、22%を掛けた数字、これが⑤番の第1号被保険者負担相当額48億747万3,083円ということになります。次に、⑥の調整交付金相当額でございますけれども、こちらにつきましては標準給付費見込み額に5%を乗じたものです。これは満額の交付と仮定した数字になります。その次に⑧の調整交付金交付額、こちらは①の標準給付費見込み額に⑦の調整公金交付割合1.02、これは25年の実績値から見込んでおります、それを乗じたもので2億1,685万5,000円になります。こちらが調整交付金の交付見込みということになります。次に、⑨番の基金繰入金でございますけれども、これは市の給付準備基金1億5,500万円、それから⑩の財政安定化基金繰入金、これはゼロ円といたしまして、一番下の行にあります保険料収納必要額の式に当てはめると、⑫の保険料収納必要額が54億9,859万4,491円となります。これが保険料としてどうしても必要な額という形になります。次に、⑭番の第1号被保険者数でございますけれども、9万4,815人、これを基準額に対する段階別の割合で補

正しますと、⑩、補正第1号被保険者数9万9,573人となります。最後に、⑰の保険料基準額の欄の式に基づきまして、⑫の保険料収納必要額54億9,859万4,491円を⑬の予定保険料収納率で割り返しまして、それを⑩の補正第1号被保険者数でさらに割って、さらに⑫で割りますと⑰番の保険料基準額4,696円ということになります。これが保険料に関する計算方法の詳細でございます。

続きまして、地域支援事業の見直しによる新しい介護予防・日常生活支援総合事業の開始時期を平成29年4月1日からとすることについてご説明させていただきます。お配りの資料の最後の資料でございますけれども、新しい地域支援事業の全体像という資料があるかと思いますが、この表の左半分が現行のものでございます。右半分が見直し後という形になっております。何がどう見直しなのかということでございますけれども、大きく2つございます。まず、左側、現行の上から2つ目の四角ですか、介護予防給付（要支援1から2）というのがあるかと思いますが、この中に訪問介護と通所介護という四角がさらにあります。この部分が矢印に従って右に行ってみますと、介護予防給付（要支援1から2）から外れまして、新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移っているということがわかるかと思いますが、この部分が見直しの大きな1つ目でございます。次に、左側の現行の部分の地域支援事業の中に介護予防事業、上から3つ目の四角ですけれども、2次予防事業や1次予防事業となっているところでございます。これも右側に目を移していただきますと新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移っております。この部分が見直しの大きな2つ目ということになります。この2つを右側の見直し後のサービスや料金、事業主体を多様化した新たな総合事業として白丸の介護予防・生活支援サービス事業や一般介護予防事業に再編、見直しをすることになっております。この見直しをする時期を29年4月1日からと条例に規定するものでございます。これは、国からの指示で延期する場合には市の条例に開始日を定めなくてはならないということでございますので、今回条例の改正という形にさせていただいております。

延期といたしますか、29年4月1日からとした主な理由でございますけれども、これについては既存の介護事業所だけでなく多様な主体あるいは多様な料金、多様なサービスを今後開拓あるいは支援をしていかなくてはならないということ、これがない状況で始めてもなかなか意味がないものと考えておりますので、まず十分な時間をいただきたいということでございます。それから、大きな制度改正の中で混乱がないように少しでもソフトランディングをしたいということで2年間の準備期間をいただきたいというものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(菅野) 今の説明は14号と15号ですか。14号だけの説明ですか。

(介護保険課長) 14号だけでございます。

(菅野) とにかく保険料が上がりますね。所得400万で10万1,400円と、今最高が8万9,600円ですから1,800円上がるのです。とにかく大変高い。利用もしないのに高い。第一こういう保険料を払っている1号被保険者の中で介護保険を利用する人は15%っていませんよね。1割ちょっと超えた程度だと思えるのです。どれぐらいなのか。それで、所得400万ということは総収入は650万ぐらいになりますか、そこら辺をちょっと聞いて、とにかく所得400万で10万1,000円というのは高いし、割合がどれぐらいになるのか。まず、保険料についてお聞きします。実際に介護給付を利用する人が何人いるのか。認定したからって全部認定者が利用するわけではありませんので。認定者の人数はどこかに出ていたと思えますけれども、実際に介護保険を利用している人が1号被保険者で幾らいるのか、ほかの数値でわかれば教えてください。

(介護保険課長) 26年12月時点の数字でございますけれども、1号被保険者の認定者が3,871名、サービスの利用者が3,126名になっております。それから、もう一点の400万は収入がどのぐらいかというところでございますけれども、400万以上の方については給与収入あるいは年金の合算の方が該当するのではないかなということで考えておりますが、ちょっと

具体的な収入金額について今押さえてはいないのですが、例えばその下の段階で所得金額290万円の方につきましてはおおむね年金収入が440万円ぐらいなのかなというところで考えてございます。

以上でございます。

(菅野) そうすると、1号被保険者のうちでサービス利用者が3,126名ということは、1号被保険者が何名いて、割合でいうとどれぐらいになるのか。実際の利用者の割合です。

(介護保険課長) 同じく26年12月時点の1号被保険者の数でございますけれども、2万9,889名でございます。これに対しまして、サービス利用者が3,126人ですので、割り返して10.45%ぐらいですか、そのぐらいの利用になろうかと思えます。

以上でございます。

(菅野) 要するに1割しか利用していないと、残りの9割の人は総所得、400万は出ませんでしたけれども、290万が総所得440万、要するに所得400万で10万1,400円というのは非常に高い保険制度なのです。これは、かかった費用は半分は保険に入っている人、国民にかけるという、介護保険の利用がふえればふえるほど国民にかかっていくという悪魔の制度ですよね。本当にこれから高齢者がふえるのにこんな話はないわけで、さっきも請願のところで言いましたけれども、1989年に消費税が入れられて以来、26年度までで282兆円も消費税を徴収しているわけです。これをなぜ福祉や高齢社会に使わないかと、うそばかり言って全部企業の減税したりしてきたです。法人税の減税が255兆円されていること自体、福祉のためでも何でもなく入れられてきたということです。介護保険の場合は、2年払わないと滞納金にはなりませんので、滞納という通知にはなっていませんけれども、いわゆる払い切れない人、年金からがんがん引いてしまう人は別です。そうではなくて、年金が1万5,000円以下ですか、それらの人は引いてしまうとなくなってしまうから自分で納めるようになっていきますから、滞納者はその方と、あとは自分で払うからと申請した人もいるわけです。そういう人で払えない人も含めて、ここら辺はどういうふうに市は見解を持っていますか。2年払えなければ決算扱いさ

れるのですけれども、そうすると2年間に厳しい徴収をしているのか、払えない人の実態をどうつかまえているか。高い介護保険料。税金のほうでないとわからないですか。介護保険は介護保険が集めに行っているのですよね。課税が行っているのではないのですね。第一介護保険課で行く手間があるのですか。職員が少なくて行けないよね。

(介護保険課長) 基本的に保険料につきましては9割が特別徴収、年金からの天引きでございまして、残りの1割が普通徴収ということで、先ほど委員さんおっしゃいましたように月額1万5,000円以下の年金の方、あるいは年度の途中で65歳に到達したような方につきましても年金の天引きの手続が終わるまでは普通徴収という形で納めていく形になっております。あと、臨宅等で滞納している方に対してでございまして、滞納している方につきましては年4回今臨宅を行ってございまして、つい先日も行ったところなのですけれども、なるべく介護保険制度の趣旨を説明させていただきながら無理のないような形で、いろんな分納等もしながらなるべく欠損にならないような形で納付をお願いしている状況でございまして。ただ、欠損になってしまいますと今後もし万が一介護保険サービスを使うときに保険料を納めていない時期がありますと給付制限という形で1割負担が3割負担になってしまったりですとか、いろいろ不利な条件がございまして、その辺も十分説明をさせていただいた上で納付のお願いをさせていただいております。

以上でございまして。

(菅野) それから、先ほどの新しい地域支援事業の全体像という説明がありました。最後の図のついているのです。これで言っているのが要するに要支援の人を介護保険から外して地域の事業にしていくということですよね。行政だけで多様化と書いてある。右側の上から3つ目の四角か。多様化と書いてあるけれども、これは行政だけがやるのではなくて、要するに多様なサービスという言い分はボランティアではない、自治会ではない、NPO法人ではない、要するに年寄りの買い物や掃除、洗濯は隣のおばさんでもできるだろうと、そういうことですよ。でも、ヘルパーが行ってこそ顔色だの健康状態だのプロの目で見られるのであつ

て、日本人は他人の世話にはならないと非常に義理というものを大切に
する民族ですので、隣の人が手を差し伸べるからといっておいそれと甘
える状況ではないのは今も私たち近隣の高齢者を見ていても、いたずら
に近所だからといって何かやってやるよと言えない状況というのはある
のです。ちゃんと組織になっていればあれですけれども。でも、自治会
ではない、NPOではない、ボランティア団体に行政の一翼を担わせる
なんていうのはどう考えてもできない感情です。これが組み込まれてい
るこの事業に対して、鴻巣市としてはどのように運営していく方向性が
あるのでしょうか。

（介護保険課長）委員さんご指摘の要支援1、2の方の訪問介護、通所
介護が介護保険の予防給付から外れているということだと思っております
けれども、これにつきましては先ほど説明した全体像の中で新しい介護予
防・日常生活支援総合事業という形で移行する形になります。その中の
訪問介護であれば訪問介護、訪問型サービス、あるいは通所介護であ
れば通所型サービスという形で分類されてこようかと思えます。この内容
につきましても、まず今行っている要支援1、2の方の訪問介護と通所
介護がまるっきりなくなってしまうということではなくて、移行してい
くのですが、その中で今行っている専門的な2つのサービスについても
受け皿としては用意させていただきます。それプラスそこから若干基準
を緩和したようなサービス、もちろん金額についても安くなるかと思
いますけれども、そのサービス、そういうものを事業所等に相談しなが
らつくっていく。それ以外にも市でどんなことをやっているか、まだ全
部把握はしていないのですけれども、いろんなボランティアさんとかも
含めまして活用できるものについては今後2年かけてお願いをしなが
ら、あるいは市のほうでそういうボランティアさんを育てながら、なる
べく多様なサービスを用意させていただいて、その中で全体的な給付費
についても抑えていけるような方向でできればいいのかなというふう
に考えております。

以上でございます。

（菅野）それから、この事業と連携して不当なことは、要するに年寄り

が介護保険を利用したいと言ってきたときに、今は介護認定審査会にちゃんとかけるようになっているのです。そこであなたは要支援1、2ですよとかと言われるわけですがけれども、要介護も含めて認定されるわけですがけれども、国会でも問題になっていますけれども、チェックリストとあって、私も65になったとき調査が来ました。買い物に行けますかとか、20項目ぐらい簡単に聞く項目が来て、みんなあれは何なのと言っていましたけれども、あの程度の調査ですよ。買い物に行けますか、歩けますか、そんなものは健康な人に言ったら何だね、この調査はという感じの、あんな20項目ぐらいで全然わからない、そういうので認定を決めてしまうと国会で言われているわけです。それでそういうことをするなど、ちゃんと認定審査会にかけなさいと言っていますけれども、でも国の言い分、厚労省の言い分は当事者が認定審査会にかけなさいと言えなければかけるけれども、チェックリストであなたはこれですよというのがわからない人はそれにははいはいと言ってしまおうと介護保険外しがどんどんされていってしまうと。まして要支援と書いてありますけれども、要支援の2と要介護の1というのは変わらないのです。政府が3年ごとの介護保険の改悪のたびにいわゆる介護保険外しをやってきましたよね。当初いた要介護1の人が多いので、これを何とか外そうということで、ちょこっとでも要介護1で様子のいい人は要支援2にどんどん下げていったわけです。介護度が、いわゆるその人の体に応じた介護度にならないと、どんどん低くなっていく。要介護3なんていうのはよっぽどひどくないと要介護3には認定されません。痴呆が入っている場合は割方認定されますけれども、今の審査でさえそういう状況なのに、今要支援外しが市町村の仕事にされていくって、そのために要介護1を要支援におろしたのだということが今になってみるとわかりますけれども、そういう中で本当に利用者の立場に立ってちゃんと認定委員会に上げて審査ができるのか。

それから、最後まで様子を見るということでしょうけれども、埼玉県では和光市あたりがもうやりますよと手を挙げていますよね。ことしからやりますよと。でも、そのやるやり方はボランティアだのNPOに頼む

のではないと。今事業をしてきている方にちゃんとお金を払って、そこに頼むからできるので、そうしますよと言っているのです。だから、最初にやりますよと手を挙げていますよね。鴻巣なんかは皆目見当がつかないと答弁が自治体キャラバンの資料にも載っていましたが、ここら辺はいわゆる国の制度言いなりではなくて、本当行政が責任を持ってやる和光方式という方法も考えるのか。和光方式というののも考えての政策となるのかお聞きします。

(介護保険課長) 最初の窓口でのチェックリストの関係なのでございますけれども、今の総合事業に移行した後の話なのですけれども、その中で例えば窓口で介護の相談に来た方がいらっしゃるとします。そうしますと、まず今65歳以上の方に全て配布して行ったチェックリストというものがあるのですけれども、そちらのほうをまず状態を把握させていただくためにその部分で窓口で判断する材料としてそのチェックリストを使わせていただきます。その中でももちろん介護認定が必要だよという方に対しましては介護保険の認定の申請をしていただきます。そこまでいなくて、まだ介護予防のものでいいだろうという判断があった場合につきましては、チェックリストをもとに介護予防事業のほうへ行っていただくと、サービスの体系をかえていただくという形になるかと思えます。ただ、基本的には両方とも介護保険の事業でございますので、介護保険の介護予防給付に入るか、地域支援事業の介護予防事業に入るかというところの違いでございます。それですので、基本的には本人の状態あるいは家族の希望等を加味しながらサービスあるいは認定に振り分けていくという形になるかと思えます。

それから、和光市さんの話がちょっと出ましたけれども、ボランティアさん等を使わずに行政が責任を持ってやるというお話でございます。和光市さんは恐らく27年の4月から始められるのかなと思えますが、本市におきましては、これも市の考え方にもよるのだと思うのですが、なるべく鴻巣市といたしましては今やっております事業者につきましては当然新しい事業者として移行していただくという考えがございます。みなし移行という形で移行してまいりますので、それプラス事業者さんに基

準を緩和したものをつくってもらおうと、それもちよっとお願いしてまいりますけれども、どちらにいたしましても行政が責任を持ってやるということにつきましては鴻巣市においても変わりはないと思いますので、その辺はボランティアに頼みきりとか、そういうことではございませんで、なるべく多様なサービスを見つけるということが大きな目的になりますので、その中で例えばボランティアさんに任せてしまっただけで、最終的に何かあったらどうするのだろうかとか、そのような心配もございまして、その辺は十分に考えながらいろんなサービスをまずつくっていききたいというところが本市の考え方でございます。

以上でございます。

（菅野）簡単に言いますけれども、そういうのではなくて、行政は随分前からこれを、いわゆる福祉は行政の責任ではなくて市民の助け合いでやるということをやっています。地域福祉計画というのを決めて、行政と社協があって、この真ん中に自治会だの住民の組織があると。それで、社協には何がしかの補助金を出して、地域福祉計画を実行するのは社会福祉協議会の仕事だったわけです。何でも社協に投げ出して。社協は、自治会に対して福祉見守り委員というのを50人に1人出さないと、出せば何がしかの補助を出しますよと、それでこういうことやああいうことをやるって何ということないです。行けば2時間かかるスライドをがんがん、がんがんやって終わりです。一言もしゃべらないで、スライドをやって、高齢化が進んでいるのだから、自分たちで助け合いなさいと、そういうことを福祉見守り委員を集めてやるのです。どういうことが起きているかといったら、福祉見守り委員なんて募集したって自治会から出てきません。ですから、そのときの班長がとりあえず名前を出すと。だから、任期は2年か3年か知らぬけれども、毎年かわります。私も会長をやっているときやりましたけれども、職員がどうしても何自治会か数を上げなくてはいけないというわけで、では600の自治会だから名前上げますけれども、班長を上げますと。ですから、毎年メンバーはかわりますよと、そういうことで生出塚は600戸ですから12名の名前上げましたけれども、そういうことが形だけで進んでいるのです。でも、実

際に高齢者が何かあったとき介護保険使っていない人だって何かあるわけです。実際に本当に高い税金を払って、介護保険料を払って、それが住民の生きる福祉になっているかといったらなっていないですよ。自己責任になっているのです。要支援制度とかいろんな制度を行政はやっていますけれども、全部縦割りの関係で、地域へ行ってしまうとばらばらに来ていて、よく絡み合っていない。何かというと最後は自治会、ボランティア、NPOといいながら行政責任を投げ捨てている気がするのです。もちろんさっきのチェックリストですけれども、今の課長の言い分は決して油断のできない分です。あなたはチェックリストですよと言えば介護認定委員会にはかけられないのですから。もう介護認定に入る人がほんのわずかしかいない。私を介護認定に入れなさいと言わなければ入れないわけですから、そういうことを当局は考えているわけです。ですから、真に住民の立場に立ってわかる介護保険制度で本当に利用できる制度にしていかななくてはならないと思うのです。こんな高いのをどんどん、どんどん3年ごとに引き上げて、年金からもらう前に介護保険ではない、住民税ではない、国保ではない、がんがん引かれて、憲法違反です。本当は憲法違反なのです。それを政府が勝手にやっているわけで、こんな国はないわけで、そこら辺をよく承知して事業として先見の明を持ってやっていけるのか。最後になって国の言いなりでぱっと決めましたということにはならないかどうかお聞きします。

(介護保険課長) 先ほど認定申請のチェックリストの関係で、私どもの判断で認定に回したりというようなお話がありましたけれども、基本的にはご本人のご家族と相談をしながら介護申請をするか、あるいは介護予防のサービスを使うかということにつきましてはご本人あるいはご家族のご意見を尊重しながらやっていきますので、決して認定申請をやめさせるといような考えでは窓口対応は行っておりませんので、そのことはご了承いただきたいと思います。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時59分)



(開議 午後1時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(頓所) 今回の改定で4,696円になるわけですが、前回介護報酬の改定があったときに、財政安定化基金を投入して、それであるべく金額を抑えるということで、前回は4,280円だったと思うのですが、今回財政安定化基金を投入しなかった理由を、なぜかお伺いいたします。

(介護保険課長) 財政安定化基金がどうしてゼロかというところだと思うのですが、第5期のときには財政安定化基金というのが制度開始以来、ずっと市町村の拠出金でためてきておりまして、随分残高が大きくなっておりまして。それで、第5期に保険料の上昇を抑えるために、通常はそういう使い方をしないのですけれども、保険料を下げるために各市町村に配ったといたしますか、保険料を下げる目的でそれらの市に配ったと。埼玉県では、今配った後20億程度の残高があろうかと思いますが、それは今後の財政安定化の本来の目的のために使うということでございます。今回の6期についてはその部分はございませんので、ゼロという形です。

以上でございます。

(加藤) では、何点か質問させていただきます。

今この基準額、月の基準額が4,696円ということで、平均約438円ですか、基準額が上がるわけですが、このいろんな改正の中で、これ一番最後にあります資料の中で、2年間の準備期間も考えながらこういうふうに移行していくというふうな説明もあったわけなのですが、だんだんと実際の介護保険を直接利用しないでこういうふうに変えていく、また全く別なところで予算は使っていかなければならなくなるわけですが、そういう中で今のこの要支援の1、2を外すとか、いろんなそういうものが出ているわけですが、来年度はこのように保険料を上げるというふうな計算になってきているわけですが、内容が変わる中で、この保険料というのは今後どんなふうな形になっていく予定なのでしょうか。

(介護保険課長) 今回新しい地域支援事業というところで要支援1、2

の方が移るという話をしたと思いますけれども、これ地域支援事業に移りましても、この介護保険の会計の中でやりますので、保険料についてはここに充てていくという形になります。それなので、簡単なことを言いますと、介護予防給付費から地域支援事業に介護保険会計の中で移ったという形になります。それですので、両方とも1号被保険者の保険料を財源として行うのには変わりはありません。

今後の保険料の見込みについてでございますけれども、今第6期というところで若干、430円、10%ぐらい上がったわけなのですけれども、今回例えば今後新しい総合事業に移ったときに、平成29年度のとときに多様なサービスを行うことによっていろんな単価のサービスが出てくると、それを開発しなくてはならないのですけれども、それによって全体的な給付費が上がるか下がるかという、ちょっと不明瞭なところがまだございますが、全体的な給付費といたしましては、どうしても高齢化が進んでまいりますので、上がっていくという傾向に変わりはないのかなと思っております。

以上でございます。

(加藤)最初介護保険ができた当時というのは平均3,500円ぐらいでしたか。そういう中で、利用すればするほどにやはり上がっていったというふうなことがあるかと思うのですけれども、実際本当に、これは正式な話ではなくて、先ほど部長もそんな400万円ももらっている人なんていうのは年金ではないからどうという話もちらっとさっき私語の中にあっただいたいですが、でも400万ではなくても190万円以上290万円未満で、190万ぐらいの方だということだと大分対象になってくるわけですよ。190万以上が8万4,500円ですか。年金額がどんどん今下がっているという中で、やはり本当に実際現役で仕事をしていた人たちが年金に変わって、本当にこんなに年金生活って大変なのかということをお聞きの中で介護保険料が上がっていくということは、やはり比率としたらかなり高いウエートに変わっていくのではないかなと思うのですが、これ利用するなと言うわけにはもちろん、要るわけですし。

先ほど前任者の中で窓口でチェックリストを使っているというふうな話

があったかと思うのですが、まず介護の認定を初めて受けたいなと思う方は窓口に来られるわけですね。そのチェックリストを見た中で、この人はまだこのチェックリストを見る中では介護保険の申請をしなくてもいいのではないかとかという、そういう判断を窓口でされることってあるのですか。

（介護保険課長）実際にチェックリスト、20項目ぐらいの判断になるかと思うのですけれども、その中で今それをもとに二次予防の対象者の方ですとか、その辺の要支援のちょっと手前の方みたいな方をあぶり出して認知症二次予防事業というものをやっていたいております。それですので、基本的には今のチェックリストが実際に使うときに同じものを使うとかも、まだそこもわかっていないのですけれども、恐らく同じもの、似たようなものになるかと思っておりますけれども、その中で窓口で相談に来ていただいた方にそのチェックリストをやっていただいて、ある程度の判断基準にはなるかと思っておりますので、そこを見ながらサービスの内容を説明しながら丁寧に説明をして、どこの部分、どこのどのサービスを使うのがこの方に対して一番いいのかというところを判断しながら幅広くやっていくのだと思うのですけれども、市で判断してしまうのかというところなのですけれども、最終的には、市としての判断もあろうかと思っておりますけれども、利用者あるいはご家族のご判断を聞きながら、一番いい方向に決定をしていくという形になるかと思っております。

以上でございます。

（加藤）私もこれチェックリストの関係で以前に、もう70を超えて80近い方がこれをチェックを、用紙が来たので1点2点そこ、そういうことがありますみたいなチェックをしたら、まるで認知が始まっているかのようになってしまう、大変憤慨をしていたという話があって、私も窓口に行くと、私もまだそのころはそれ見たことなかったもので、どういうふうなことなのかななんて聞きに行ったこともあるのですけれども、私はこのチェックリストというのはあくまでも介護予防的な、そういうチェックをして、それ以前にいろんな講習なりとかいろんなことを、予防のためのそういうものを受けて、そういう認定されないような、そういう元気な

ふうにしてくださいみたいな、そういうのが目的でやっているというふう
に認識しているわけですがけれども、それをもうある程度本人が来るか
家族等が相談に来るかわからないのですけれども、そこでそのチェック
リストを見た中で市が判断するというふうなこともあるかもしれないと
今答弁にありましたが、やっぱりそこで申請をして、初めて本当にどう
かということは調査委員が百何項目のそれこそチェックがあって、それ
で審査会にかかっていくわけではないですか。その窓口でチェックリ
ストの中で市が判断するってちょっと違うのではないかなと思うので
すけれども、今までもそんなことが、そういったケースがあるのか何か伺
いますけれども。

（介護保険課長）チェックリストを使って市が判断するのはどうなのか
というところがあるかと思えます。そこにつきましても、市がもう決
めたものを押しつけるということではありませんので、あくまでも利用
者の方、あるいはご家族の方が、チェックリストはこうなっていますけ
れども、実際に要支援、要介護認定を受けたい、申請をしたいというこ
とであれば、それを妨げるものではないと思えますので、そちらのほう
は市民の意見を聞きながらやっていきたいと考えております。

以上でございます。

（加藤）ではそれと、この最高400万円以上の方が年間10万1,400円とい
うふうな保険料だというふうなことで明示してありますけれども、この
最高額を払うような対象人数というのは大体何人ぐらいに当たるのかを
わかれば教えていただきたいのですが。

（介護保険課長）きょうお配りしました委員会資料②のところをちょっ
とごらんいただきたいと思うのですが、この中に一番下に段階別人数と
いうものがございます。これにつきまして一番下のところ、第10段階と
いうところがございます。こちらのほうに27年度は1,144人、28年度は1,
182人、29年度は1,212人ということになります。全部足しまして3,500
人ぐらいですか、そのぐらいの人数になるかと思えます。

以上でございます。

（野本）大きく2つほどお聞きしたいと思えますが、資料の③のところ

に、下のほうに予定保険料収納率、⑬、98%というのが第5期、第6期がありまして、その関係の仕方をちょっと教えていただきたいのですが、ちょっとわかりにくいのが17番、18番に出てきますよね、保険料基準額の算出と介護保険料基準額の算出に。これは、要するに収納率が98%という、これ現状なのかと思いますけれども、それに対して本来あるべき数字を出しているということによろしいのでしょうか。

(介護保険課長) 委員さんご指摘のとおり、収納率を見込みまして、あるべき数字を出しているというところでございます。

以上でございます。

(野本) その収納率については、余り変わっていないということなのか。

(介護保険課長) 基本的に特別徴収につきましてはほぼ100%の収納が見込めますので、100%という形で考えておりまして、先ほどの普通徴収のほう、そちらが若干低いものですから、落としておりまして98%という形にしております。大体実績も98%という形で推移しております。

以上でございます。

(野本) その徴収できない部分の額的にはどのくらいと見込まれるのでしょうか。その2%を計算すればいいという話ですか。

(介護保険課長) これ割り返した部分との差が2%の分ということになるかと思いますが、これについて3年間のあくまでも総必要量という形になりますので、単年度での幾らというのはちょっと言いにくいところがあるのですが、基本的には毎年集めていく保険料を原資として運営していくものですので、この部分を2%という形が入らないものだという形で見込んで計画立てているということになるかと思いません。

(野本) この算出の理論値としては未徴収、徴収できない分は割り戻して、本来あるべき姿ではあるのだけれども、やっぱり財源としてはあるお金でしか運用できないという話になるのかと思うのですが、そのところはどうか処理をしていくのでしょうか。

(介護保険課長) 基本的には保険料で給付費の半分を、この1号の保険

料で給付費の22%を賄っていくという考えで推計をしておりますが、この部分で逆に、例えば給付が予想以上に多くなって賄えなくなったという場合がもしかしたらあるかもしれません。その場合には、本市で持っております基金、そちらのほうを充当したり、最悪もし基金を充当しても足りないということがありました場合には、先ほど話が出ました財政安定化基金、それが県のほうにありますので、そちらから借り入れをして穴埋めをするという形になります。

以上でございます。

(野本) できる限り、そういう意味では払う人が払わない人の分を補わなければならないということにならないようにしていただきたいと思いますが。

次の質問ですけれども、資料の、これは全体像という資料をいただいておりますが、そこに新しい介護予防、日常生活支援総合事業というのは平成29年4月からということで、これは多様な新しいサービスだから、多様なサービス支援に対応するためという説明がありました。2年間の期間というのは、その根拠というのはどんな努力をその間にしていこうとしているのかを伺いたいと思います。

(介護保険課長) まず、2年間に何をするかというところになるかと思いますが、多様化と一言で書いてございますけれども、今介護保険事業所がやっているサービスは当然この中に入ってくる形になりますけれども、そのほかに例えばそれを基準を緩和したサービスですとか、あるいはNPOさんのサービスですとか、いろいろまだ市のほうでも把握していないようないろんなボランティアさんを含めて、市の中にいろんな社会資源があるのではないかと、その辺をちょっと把握し切れない部分がございますので、それを順次把握しながら少しでも多くのサービスを提供していきたいという考えでございます。そこで、2年という、最後を29年4月までということでご猶予いただいたという形になります。

ただ、2年間猶予する中で、今回のこの全体像の下の部分なのでございますけれども、包括的支援事業というのがございますけれども、これはことしの4月からもう始める、充実して始めるという事業なのでございますけれども、そ

の見直し後の丸が4つある中の一番下の生活支援サービスの体制整備というものがあろうかと思えます。こちらにつきましては、上の新しい総合事業を始めるに当たって、今あるサービスあるいは社会資源がどのようなものがあるかというものを、ここでコーディネーターさんですとか協議会を設置しまして、順次準備をしていくという事業になります。こちらのほうをまず先に進めていかないとはいけませんので、こちらのほうは27年4月からやるという形で、こちらの事業を進めながら、新しい事業の受け皿をつくるような形で29年4月というようなスケジュールで考えております。

以上でございます。

(野本) では、それで準備段階というふうに理解して、これも3年間の事業というか計画ですよね。そうすると、次の期間、次の3年に向けての体制づくりということでもあるというふうに見えるのですけれども、その後これはどういう方向性になっていくのでしょうか。

(介護保険課長) 7期以後というお話になろうかとは思うのですけれども、基本的には6期で新しい総合事業という形をつくり上げて、そこから7期をつくるときに、その7期の3年間でまた見込んでいく形になろうかと思えます。ただ、今の状況では10年後を見据えた地域包括ケアシステムの構築というものを国のほうでは言うておりまして、在宅で、なるべく住みなれたところで生活できるようにというものを10年後に向けて進めている中で、7期あるいは8期についても方向性としては同じものではないかなと見込んでおります。

以上でございます。

(委員長) ほかに質疑ございませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(菅野) 介護費用が大変引き上がります。最高が1万9,600円が総所得400万円の方で……大変市民への負担が強まる条例です。介護保険料、総

所得400万で今まで8万9,600円であった方が10万1,400円にもなるというものです。それから、要するに利用者がふえればふえるほど負担がふえていくという構図は、いわゆる国の社会保障制度として本来つくられているものを、それはその制度そのものではないということです。それで3年ごとの改定のたびに介護保険の改悪が行われてきています。今年度の改悪では介護報酬を引き下げることや、さらに利用者の負担をふやすことなど、いわゆる消費税導入時、政府は社会保障制度のため、高齢化社会のためと言って導入しましたけれども、これは本当に政治がうそをついていいのかと、282兆円も消費税が徴収されて、高齢者医療や高齢者の福祉はますます切り捨てられてきました。現に介護保険では在宅の受け皿もないのに追い出しを招くという、いわゆる家庭で介護すれば点数を多く出すということで誘導しているわけですよ。国民犠牲の政治をいわゆる福祉の面から助長するものですので反対をします。

それから、今回のこの費用以外の条例文の中でも、いわゆる地域に要支援1、2を、地域の行政の責任にするということも含まれています。本来国の制度としてきちんとなすべきものを、福祉切り捨てのまさに最先端に行く不当な国の制度を地方政治から支えるものですので反対します。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第14号 鴻巣市介護保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号及び議案第16号の2件について執行部の説明を求めます。

(介護保険課長) それでは、議案第15号 鴻巣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び議案第16号 鴻巣市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例、この2つの議案につきましてご説明申し上げます。今回上程いたしました両議案とも、上程した背景あるいは制定の理由が同じでありまして、なおかつ鴻巣市内の地域包括支援センターの業務に関する基準を定めるものでございますので、一括でのご説明とさせていただきます。今回の条例制定に当たりましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権一括法ですとか分権法と呼ばれるものなのでございますけれども、その施行に伴いまして、介護保険法の一部が改正されましたことから、これまでは厚生労働省令によりまして全国一律に定められておりましたこの2つの基準でございますけれども、これにつきまして27年4月までに全ての自治体で条例を定めるということになりましたので、これを受けまして2つの基準を本市の条例で定めさせていただくというものでございます。また、本市では、国の定めた基準と異なる内容を特に定める事情、特性はないと考えておりますので、両条例案につきましては原則として国の基準をそのまま鴻巣市の基準として作成をさせていただいております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(菅野) 国の定めた基準をそのまま鴻巣の市政に定めるので、そっくりそのまま国の基準が条例となったということですが、例えば、では15条で言うと、ちよつとこの15条の最後の見開きがありますね。第34条を見ますと、34条の次のページ、第7章雑則となっている下のページのところですが、(4)では例えば、これページついていないのであれ

ですけれども、利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本として、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うようにするとか、（５）では要するに予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービスは、当該地域の住民による自発的な活動によるサービスも含めて積極的に活用しなさいとか、地域支援及び介護給付と連続性及び一貫性を持った支援を行うように、それと７では利用者の個別性を重視した効果的なものと、これは個別性を重視した効果的なものというのはどういうことを具体的に言っているのかと。結局介護を国の責任からいわゆる地方自治体の責任に持っていくというのがこの条例の基本ではないかなと思うのですが、こういう文面からしてこれはどういうふうに解釈したらいい文なのでしょうか。最後ごろになってこういう文が出てくるのはいかがかなと思うのですけれども。第16条では地域包括支援センターについて出されていますよね。本来行政がなすべき介護保険の業務が全部民間委託の地域、これ民間ですから地域包括支援センターに移されたわけです。私一般質問でちょうどやっているからあれなのですけれども、重なってしまうのですけれども、高知県だけですか、どこかだけが行政がやっているところがあるわけです。いわゆる囲い込みも含めて非常に問題になっているわけなのですけれども、本来国が行うべきものを地方自治体の責任にして、地方自治体の責任で国の言うとおりの介護切り捨てをやらざるを得ない事態になるのではないかなと思うのですが、これらの文から言って実際に鴻巣でどう運営されていくのかお聞きしたいと思います。

（介護保険課長）実際に今利用者の個別性を重視した効果的なものというのは、個別性とは何かというようなところがお話まずあったと思うのですけれども、これにつきましては介護要支援1、2の方の計画になりますけれども、それをつくるに当たっては同じようなケアプランをつくるのではなくて、その人それぞれに合った、介護予防に向けて少しでもよくなるようなプランをつくっていきなさいと、そういう効果がある効果的なものをつくりなさいということを言っているものだと思っております。これにつきましては、まるきり厚生労働省令そのままといったと

ころでございますので、ここら辺につきましては将来的にもこの形でいくのかなと考えております。

あと、16のほうですか、地域包括支援センターの運営の考え方なのですが、けれども、基本的に直営で運営しているところは全国的には3割程度で、委託で行っているところのほうが大多数なのでございますけれども、今鴻巣市で5カ所全部を委託で行っておりますが、その中でも運営方針ですとか年度間の基本計画ですとか事業計画、その辺は出していただいて、こちらからも示し、こういうことをやりましょうという形で相談をしながら計画を示し、つくりながらやっていっているところでございます。また、包括の代表者たちとも定期的に会合を持ったり相談を持ったりしておりまして、決して丸投げしているというところではございませんので、あくまでも地域包括支援センターをまとめているという立場は鴻巣市でございますので、その辺は今後もそういう形でやっていきたいと考えております。

以上でございます。

（菅野）そうすると、地域包括がやっている部分について一番指導する部分というのはどういう部分なのでしょう。市が一番指導する部分というのはどういう部分なのか聞きたいと思います。

（介護保険課長）あくまで実地指導という形になりますけれども、人員配置からいろいろな基準がありますけれども、それについては全て見る形になりますけれども、先ほどの委員さんおっしゃっていました囲い込み等についても今回一般質問いただいておりますけれども、その中で例えばどのぐらいの利用者がいて、その利用者に対してどのぐらいのサービス提供事業者があるのか、その辺などもデータを確認しながら見ることが出来ますので、その辺につきましても十分偏りがあるようなところにつきましては是正していきたいという形で考えております。

特に囲い込みについては、どこまでが囲い込みでどこからが囲い込みではないのだというようなところも非常に難しいところがございまして、なかなか基準立った指導ができないのですが、偏りが特に目立つようなところについては指導をしていくという形をとっております。

以上でございます。

（菅野）今回先ほど請願が出されましたけれども、要するに介護に関して政府は大なたを振るうわけです、今回の改定の中で。そのことにより、鴻巣のいわゆる、今特養の待機者が二百数十人いるとかいう中で、この事業、この本市に15、16号でやっていった場合、展望が見えるのか。これから高齢者は2020年に向けてふえていくということですが、この事業でやって展望の見える介護行政となるのか、展望が見えるとしたらどういう到達点になるのかお聞きしたいと思います。

（介護保険課長）今後の展望というお話なのですが、まず今回のこの基準につきましては、15号の基準は要支援1、2の方に対するケアプランなどをつくるものに対しての基準になろうかと思えます。16号の地域包括支援センターにつきましては、地域包括支援センターの人員配置ですとか、その辺の基準を市の条例として定めるところでございますので、今後どうなっていくのかというところが、この辺の今回の基準と直接関係するところではないのですが、今後の方向性といたしましてはあくまでも介護予防あるいは在宅、その辺を中心に考えていかななくてはいけませんので、それとあと地域包括支援センターの総合的な相談、あるいは高齢者に対しての相談というところで、こちらのほうも十分重点を置いてこれから整備していかななくてはいけないものかなと考えております。

以上でございます。

（菅野）前も言いましたけれども、市民は地域包括支援センターなんて言われたって何のことかわかりません。新座市が高齢者相談センターとか何かとわかりやすい名前にしていますよね。そういうふうにして市民が自分の生活と何か密接につながる感じで行政の役割を確認できるように、そういうふうにはなりませんか。地域包括支援センター、国の言うのをそのまま受け入れているのですよね。結構名前を変えている自治体はあるわけです、高齢者が相談しやすいように。それはやる気はないですか。これは部長です。部長。

（保健医療部長）地域包括支援センターの関連、これは今回は、今回の

条例はその基準、配置する人員の基準等を定めさせていただいている条例ですけれども、今回の介護保険制度の改正では、この地域包括の部分、非常にやっぱり議論になったところです。今後包括のあり方、今後高齢化がますます進んでいきますので、今回認知症の施策ですとか、在宅医療の関係ですとか、そういった分野にまで地域包括がかかわってまいります。こういったところでは新たなそういった機能に着目した包括支援センターの機能の拡充、あるいは人数の人員の関係も今後ますます体制整備図っていかなければならない、そういうような方向性も出ております。

先ほど来菅野委員さんからは包括の運営のお話ありますけれども、こういったところも今後国のほうで基本的なところをもう少し具体的に定めていこうという、そういう方向性も持っています。市がもっと責任を持ってというお話ですけれども、確かに包括の設置主体、責任主体は市でございますので、その辺は市で明確な方針を持って定めまして、市の運営方針ということで定めていくというふうな方向性が出ております。その中で、基本的な部分についてはまた国のほうでこういったものを盛りこみなさいとか、今後省令のほうで示していくと、そういうふうなことになってございます。

（菅野）この制度でこの人員、決まりで実行して、政府の今回の介護保険の改定の中でやっていけないという事業所が出るのではないかと思います。例えばケアマネが40人、50人に1人で、要するにケアマネがもう足りなくなってしまうとか、激務に耐えられないとか、そういうやっていけなくなるという事業所はないか。鴻巣の今の事業所が引き続き3年に1回の改悪のたびにでもずっとやっていけるのか、鴻巣の介護事業を支えていけるという展望があるのか、そこをお聞きしたいと思います。

（介護保険課長）今回の改正、介護報酬が下がったというところが大きなところかと思えますけれども、確かに事業者にしてみれば、特養なんか大きな改定になって報酬減になっているところですが、基本的にサービスに対して例えば手厚く加算がつくような方向へ持っていっていただければ、そのところの部分を補っていけるところがあるかなと

考えております。

それから、今回報酬が下がっているのですけれども、逆に地域区分というのですか、1単位、基本的には10円というような話をよくするのですけれども、今、サービスによってですけれども、1単位例えば10.21円だったところが今回の改正で10.43とか、ちょっと単価が上がっているのです。その分もありますの……

(何事か声あり)

(介護保険課長) 27。その部分で若干介護報酬の減の部分地域区分で補えるというところもございますので、まずはその辺のところを事業者さんにもちょっと大変苦しい中でご協力いただくような形になるのですけれども、3年間をやっていただければなと考えていますし、また市のほうでもその辺を十分に事業者さん等と事業者連絡会等で連絡はとり合いながら、いろいろ指導していければなというふうに考えております。以上でございます。

(加藤) 基本的なことなのですけれども、ちょっとわからないので聞きますけれども、指定介護予防支援等の事業という、まずこれ、この指定介護予防支援等の事業というのは、ここの事業は云々とかいろいろずっと書いてありますよね。それとあと、後ろのほうに出てきます、この担当職員はということですらざらざら、いろんなことを担当職員は云々というふうなことがあるわけなのですけれども、まず最初のこのことはどういうことかちょっとよくわからないのと、指定職員ということも、ではこれは担当職員というのはここにかかわる職員1人の人がどうだとかというふうなことのいろんな条例なのか、ちょっとその辺まず教えてほしいのですけれども。

(介護保険課長) 今回の2つの条例につきましては、地域包括支援センターというのがまず本来の地域包括支援センターの業務、相談業務ですとか、その辺を行うもののほかに、要支援1、2の方に対してケアプランをつくったりだとか、その辺マネジメントをする介護予防支援という事業があります。だから、二足のわらじを履いているような感じになるのですけれども、その大きな2つの事業について、それぞれの基準を改

めて市の条例で定めますということでございます。

（加藤）そういうことなのですね。

では、あとこの16号のほうで、包括支援センターのほうなのですが、この地域包括支援センターというのは何か中学校区域に1カ所つくるみたいな、そういうことというのはなかったんです。何か昔そんなふうな、大体地域包括支援センターというのは中学校区域に1カ所をつくるというふうなことを聞いたような気がするのですが、今現在が5カ所だというふうなことですよね。まして、これから要支援とかいったところが、介護保険に直接関係しているところでの相談ではないですよね。その以前のところのいろんな相談とかやっていくところかと思うのですが、鴻巣市全体の中でこの4条の中に3,000人以上6,000人未満ごとに置くべきというふうな、この数字というのは、これはそういうことではないのですか。ちょっとわからないので教えてください。

（介護保険課長）今5つの圏域に分けて5つ地域包括支援センターはございますけれども、基本的に3,000人から6,000人という基準を設けておりまして、それと6,000人を超えたところが2包括ありまして、そこについては今回新たに人員を配置させていただいて、対応させていただく予定であります。ただ、5つの圏域を今後ふやすかどうかというお話もあろうと思いますけれども、まず今5つそれぞれの地域で顔が見える形でいろんな相談とか、あるいはサービスの利用者と顔を合わせてお話をしていますので、できれば人との関係は切りたくありませんので、もし人員をふやすとか包括をどこか追加するとかという形になった場合には、逆に包括、同じ事業所のブランチとか出張所みたいな形をつくっていくのがいいのかなというのはちょっと今私的には考えているのですが、実際8圏域に分けるとか、その辺になるのかどうかはまだ未定でございます。ただ、今の人間関係をなるべく生かした形でやっていきたいなとは思っております。

以上です。

（頓所）今前任者も言ったのですが、日常生活圏域の物の考え方だと思うのです。今現在5カ所だけれども、今後地域支援事業の重大性

の中で包括的支援事業等、どんどん充実していかなければならない中で、まず在宅介護支援センターから地域包括支援センターに移行したと思うのですが、前回は前任者が言ったように中学校区に1カ所ずつという物の考え方があったと思うのです。確かに事業所が少ないほうが委託費というかその辺は、人数をふやすだけのほうが人件費で賄えると思うのだけれども、今後例えば吹上地区にしても1カ所しかないので、線路というか17号、線路またがって反対側に1カ所あったほうがいいかなとかいろいろ思うのですけれども、今回のこの条例の中には書いてありませんけれども、今後次の改定というか計画を立てるときにはきっと、高齢2025年問題もありますし、やっぱり日常生活圏域の配置の考え方というのですか、それは必要かなというふうに私も思うのですが、いかがでしょうか。

(介護保険課長) 確かに今5包括でやっているわけですがけれども、実際に中学校区になった場合に8つという形になるかと思うのですけれども、どうしても在宅介護支援センターから地域包括支援センターという形を引き受けていただいたという経緯もありまして、その中で8つ事業所が集まらなかったというところもあるかと思えますけれども、今後第7期あるいは8期の中でどうしてもやっぱり地域包括支援センターの仕事というのはふえてきますので、その中でこの5カ所が適切、適正であるのかどうかというのはちょっと今後の経過を見てみないとわからないところもございましてけれども、余りに圏域の人数が1つの圏域でふえてしまうというのもちょっと包括の対応としては大変になってくる部分もあるかと思えますので、今後の7期をつくるときにまた包括の圏域については見直しの検討も必要になってくるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

(野本) これは第4条の3項に、提供される指定介護予防サービス等が特定の種類または特定の介護予防サービス事業者もしくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏することのないように公正中立に行わなければならないというのがありますけれども、これは何か具体的な、

ここに書いてあることを実現するようなものというのはあるのですか。それともただ書いてあるだけの話なのでしょう。

(介護保険課長) 先ほどもちょっと菅野委員さんのところでお話をしたのですが、囲い込みというお話にかかわってくるところだと思のですが、実地指導をする中で、この辺の偏りあるいは隔たりみたいなものを見つけていく中で、適切かどうかというところを判断するのがなかなか難しいところもございまして、国のほうの一律な基準も今ない状況でございまして、そちらについては今後その基準が必要になってくるのかというところも含めて近隣の状況も確認はしたいと思うのですが、今のところ本市では明確な基準というものはありません。指導していく中で状況を個別個別に判断していくという形になろうかと思えます。以上でございます。

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(菅野) この条例は地域の自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において、準拠して定めたということですが、要支援1、2を要するに地方自治体に任せるという、地方自治体の独自業務にするということから始まっていると思えますので、本来介護保険制度の中できっちり対応すべきものであると思えます。制度導入以来3年ごとの介護保険法の改悪は、もうとても払い切れる状態ではないという制度になってきています。保険利用者がふえればふえるほど、要するに国民の払う量もふえるという制度で、社会保障制度とは言えないものですので反対します。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第15号 鴻巣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 鴻巣市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時51分)



(開議 午後1時53分)

(委員長) 再開いたします。

次に、議案第17号から議案第19号までの3件について執行部の説明を求めます。

(教育総務課長) 議案第17号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、議案第18号 鴻巣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第19号 鴻巣市教育委員会教育長の勤務時間、休日及び休暇並びに職務に専念する義務の特例に関する条例につきましては、関連しておりますので一括してご説明申し上げます。議案第17号、議案第18号、議案第19号の3本の議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、平成26年法律第76号の4月1日からの施行に伴い、議案第17号は関係条例の整

備に関する条例を定めるもの、議案第18号は現行の教育長と教育委員会委員長が一本化されて教育委員会委員長が廃止となるため、別表で規定されている教育委員会委員長の報酬額を削るもの、議案第19号では新教育長が常勤の特別職となるため、新教育長の勤務条件について定めるものです。

まず、議案第17号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明申し上げます。この条例は、法改正に伴い、鴻巣市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例、鴻巣市特別職報酬等審議会条例、鴻巣市教育に関する義務の職務権限の特例に関する条例、この関係する3本の条例の根拠法令の変更、引用条文の条、項のずれ、その他必要な改正を行うものとなっております。

内容につきましては、第1条が鴻巣市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正、第2条が鴻巣市特別職報酬等審議会条例の一部改正、第3条が鴻巣市教育に関する義務の職務権限の特例に関する条の一部改正となっております。新旧対照表もあわせてごらんいただきたいと存じます。

まず、鴻巣市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、第1条は法改正により新教育長は常勤の一般職から常勤の特別職となり、教育長に対する給与等の支給根拠が特別職の職員の支給根拠を規定した地方自治法第204条3項に変わるものです。第6条の2につきましては、第1項は法改正に伴う引用条文の根拠法令の変更、項のずれ、第2項は期末手当の支給に当たって任期の満了、退職、失職、退職、罷免、死亡等があった場合、その日を基準日として期末手当を支給するように規定したもの、第6条の3の2号は根拠法令の変更及び引用条文の項のずれによる改正、第6条の4、各号は、法改正に伴い、教育長の任命者が教育委員会から市長にかわることによる改正となっております。

次に、鴻巣市特別職報酬等審議会条例の一部改正につきましては、教育長が特別職となることから、新たに教育長を追加するものです。

次に、鴻巣市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正につきましては、法改正に伴う根拠法令の条ずれによる改正となっております。

続きまして、議案第18号 鴻巣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。この条例は、法改正に伴い、現行の教育長と教育委員会委員長が一本化されて、教育委員会委員長が廃止となるため、別表1に規定されている教育委員会委員長の報酬額、月額5万3,500円を削除するものでございます。

(子育て支援課長) 議案第18号につきましては、子育て支援課に属する家庭児童相談員の報酬に係る改正がございましたのでご説明をさせていただきます。

別表第2中の14、家庭児童相談員の報酬につきまして、月額12万円で12日勤務をしていただいておりますが、日額1万円に改正をするものでございます。これは、近年増加している養育支援や児童虐待などの相談状況に柔軟に対応できるように改正するものでございます。また、別表第2中の15、老人ホーム入所判定委員会医師の報酬につきましては、家庭児童相談員の報酬が月額から日額に変更になったことによる表記の変更でございまして、内容の変更はございません。

以上です。

(教育総務課長) 続きまして、議案第19号 鴻巣市教育委員会教育長の勤務時間、休日及び休暇並びに職務に専念する義務の特例に関する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、先ほど申し上げましたとおり、法改正に伴い、常勤の特別職となる新教育長については職務専念義務が規定されたことから、勤務条件や休日の規定並びに勤務条件に係る職務専念に、義務の特例について新たに条例で規定するものです。内容につきましては、第1条で趣旨を、第2条で勤務時間、休日及び休暇について、第3条で職務に専念する義務の免除について定めております。

以上でございます。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(菅野) 教育長が、教育委員長が教育長と一体となったということは、政府の教育委員会改革の重要な柱だと思うのです。なぜ教育委員会が選挙管理委員会、農業委員会と同じように行政機関になったかというのは、戦前の侵略戦争で教育が戦争へ向けて子どもたちを誘導していったと、そういう痛苦の反省から、行政の組織に組み込まれることなく、いわゆる独立機関としてつかさどるということだったのを、これ変えていく法であると思うのです。そのことで、ならば今安倍内閣のもと、本当に前のめりに戦争へ行く道を走っています。統一地方選挙で今やってしまえば自民党に影響があるから、終わってから、5月の大型連休終わってから一気に出すと言っていますけれども、教育分野でそういう国の右傾化に対して、この体制でもとの組織と同じようにきっちり意見が言えるのか、市長部局に入った中でどこがどう変わるのか、この点をお聞きします。これって答えられるのですか。

(教育総務課長) 4月1日から、まず地方公共団体には総合教育会議を設置しなさいという。総合教育会議につきましては、市長部局である市長、それから新教育長並びに教育委員さんのほうで組織されて、重要案件だとか、大綱の作成だとか、緊急を要する、そういうものについて総合教育会議の中で調整、協議しなさいという。ただ、教育委員会に関しましては今までどおり人事の案件、それから教科書採択、そのようなことに関しては今までどおり教育委員会の所管事務という形になっております。ですから、市長部局と教育委員会との連携の強化は図られますけれども、基本的に教育委員会の中立性、独立性については保たれているのではないかというふうに考えております。

(菅野) これは、もう部長から答えてください。本会議場でも言いましたけれども、今までは教育長なり教育委員長なりどちらかは、教育畑から出た人が多くの自治体なっているのです。今回は2つが一緒になってしまうわけですから、文字どおりどういう人が出てきたかというのが教育行政に大きな影響を与えると思うのです。まして今職員の中学校の先

生なんか過労死寸前だと、あと道德教育を教科化するとか、非常に厳しい中で、いわゆる職員という立場で教育長も教育委員長も兼ねるとというのが本当に戦後の培っていた教育を鴻巣で進め得るものになるのか。教育の経験の一切ない人が、いろんなハード事業やってきたと、ハード事業は誰がなってもやれると私は思うのですが、そこを思うのです。ですから、給与はそういう労苦に対して出すわけですから関連がありますので、影響がないと、教育委員会の教育長はできないけれども、ほかの人は教育分野ともかかわっているのです、十分何の遺漏もなく対応できるというものなのか、そこをお聞きしたいと思います。

（教育総務部長）今回の議案第17号から19号までは人事案件の議案ではないので、その辺についてはあれなのですけれども、今回の法改正につきましては、常勤でない委員長と常勤の事務局、教育委員会の事務局のトップとしての教育長という立場の中で、責任の明確化など、そういう議論が国のほうでされたという経緯は議員ご承知のおりかと思えますけれども、そういう中で責任の明確化とともに迅速な危機管理体制を構築していこうと、そういうことが法改正の趣旨でありまして、それに伴った今回の法改正に伴う条例の改正でございます。

それから、委員おっしゃるような教職になかった人が一本化された教育長にどうなのだということでございますけれども、教育委員会というのは合議制でございますので、1人の意見で動くものではないと。そういうことですので、経験豊富な方を市長さんが推薦され、議会でも同意をいただいたということでございますので、私からのコメントは差し控えさせていただきます、そのように思います。

以上でございます。

（加藤）17号についてちょっと1点だけお聞かせいただきたいと思います。

先ほど答弁があったわけですが、従来の教育委員長と教育長が一本化されるというふうな事の中で、市部局のほうでこれをするというふうな、先ほどの前任者の話もありましたが、先ほど教科書選定とか何かというのは今までどおりの中でやっていくのだというふうな答弁もあったかと

思うのですが、よく教育委員長と教育長では、教育関係では教育委員長のほうがいろんな権限があるみたいな、そんな話を聞いたことがあるのですけれども、こういうふうにはこれは国の制度の中で変わっていくわけですから、鴻巣市独自でやろうとしているわけではないようですけれども、そういう一本化される中で変わっていくものというのは何かありますか。

（教育総務課長）今までは教育委員さんというのは非常勤の特別職ということで、要は常勤ではなかった。教育長は常勤の一般職という立場でおられたという、緊急のこととか、そういう至急何か対応しなければならぬというときに、合議制の教育委員会ではなかなかスムーズな対応が図られなかったというのがこの法改正の一つにはつながってきているのではないかなという、そういう感じがしています。あくまで国のほうの法改正という形になっていきますので。

ただ、4月以降法改正後につきましては、教育長が教育委員会を基本的に総務をつかさどるという形になってきますので、その辺の迅速な対応等が図られるのではないかと、それが大きな違いなのかなという気がしております。

以上です。

（加藤）今までの教育長は、行政部門の中での全体の教育関係のところまで仕事をしていただいていたわけですね。教育長は、教育部局の中での本当に教育の現場に関してこうやってきたわけですが、その辺で一本化される中で、先ほど言いましたようにこれは国の制度としてそういうふうになるわけですが、何か支障が起きるみたいな、今までは教育委員長がいて、教育現場の中でのきめ細やかなそういうことも、いろんなことで指導というか、いろんな助言というか、そういったこともできてきたかと思うのですけれども、本当に教育長は教育部局全体を一本化した、一本化して教育部局の中を全てやっていく、学校も何も全てやっていく中で、何か支障が起きてしまうみたいな、そういったことって何か……課長よりは、それこそ部長である教育現場に携わったことのある部長のほうがよくわかると思うのですけれども。私もちょっと現

職で今中学校教諭している人に、この間こんなことがあるのだけれども、何か変わることがあるのかねと言ったら、現場としてはやりづらくなるだろうなみたいな、そういう私的な話なのですけれども、教育現場でされて経験のある部長さんの考えなどは、何か支障が出るのではないかなと、そういう懸念されるものがあるかどうかをちょっと聞きたいのですけれども。

（教育総務部長）何か支障があるかといいますと、支障はございません。何が変わるのかということの質問でございますれば、特別職とはいえ常勤という扱いになりまして、職務専念義務が課せられるということですので、そういうことに対する今回の条例改正でありまして、実務上は何ら今までと変わらないというのが現状でございます。今までも一般職の教育長という形ですけれども、実務上は一般職であろうが、特別職であろうが、常勤ということであれば……実際、例えば一例を挙げますと、休暇だとか特別休暇をとる場合にはきちんと書類をつくらなくてはならないということですので、実務上何も変わりませんので。ただ、法律改正に基づく条例の整備というふうな考えで私どもは捉えております。以上でございます。

（野本）責任の行きどころを明確にしていくというふうに私は理解をしているのですが、その中で今の質問にもありました一般職と特別職という違いで、業務上では余り変わりがないという中で、それであれば一般職のままでもできることはある、できるのではないかなと。特別職にするというのをわざわざするという理由というのがあるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

（教育総務部長）今回なぜ特別職なのかというご質問かと思うのですけれども、それは法律上市長が直接任命するという形です。今までは教育委員としての議会同意を市長が提案して、教育委員を任命すると。任命された教育委員の中から教育長が選ばれるという形ですので一般職と。今回の場合は直接議会の同意を得て市長が任命するという形で特別職という位置づけということになりまして、特別職のままですと常勤という形ではなくなるので、今回改正法では常勤で、なおかつ職務専念義務を

条文に入れたというふうに理解しておりますので、選出の仕方が変わったので特別職に……

(何事か声あり)

(教育総務部長) 特別職にするためにということではないというふうに理解しております。

以上でございます。

(加藤) 18号のほうでちょっと1つだけ確認しておきたいのですが、先ほど家庭児童相談委員が、今までの月額12万円が今回日額1万円に変わるということですが、先ほど大体12日勤務しているということで、これからは12日間の勤務ということであれば同じ同額になっていくわけですが、今後どういうふうなことからとふやそうと思っているのか、逆に減らしていったら、日額を1万円にするというふうな考えからこういうふうな料金が変わるのかをちょっとお聞かせください。

(子育て支援課長) 今回の改正につきましては、相談件数に応じて家庭児童相談員の月単位での勤務日数を変更することが可能となるということでございます。

具体的に申し上げますと、相談の多い月では15日勤務することも可能になりますし、少ない月では9日勤務するとなると。相談件数に応じて柔軟な対応が可能になるものと考えております。また、現在家庭児童相談員につきましては2人在職しておりますけれども、その2人の間で勤務日数を融通し合うことも可能かというふうに考えております。

以上です。

(加藤) では、今までは12日と、こう決まった中でやっていたけれども、件数によって少なくなるときももちろんあるし、多く相談件数があれば、それはそれで対応をしていくというふうな理解でよろしいのですね。

(子育て支援課長) はい。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(菅野) 第2次世界大戦痛苦の侵略戦争の中で、教育が国民を戦争に動員していったということで、戦後民主主義の中で現憲法の中では、いわゆる独立機関として教育委員会は存在してきました。今安倍内閣のもとで、道徳教育を変えるということまで言われています。道徳は教科で変えられるものではないと思います。日常の暮らしや日常の人々の生き方の中でよりよいものを目指していくのが道徳であると思うわけですが、そうした中で教育長と教育委員長を同一人物にして市長が任命するという事は、まさに今の自民党政治をそのまま教育行政に導入するというのが意図にあると思います。教育の自由を守るということで行政機関で独立機関としてやってきた戦後民主主義が問われる事態ですので、17号は反対します。

それから、18号は家庭児童相談員の部分は賛成するのですが、教育委員長の月額報酬部分が載っておりますので、この点で反対します。

以上です。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第17号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 鴻巣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用

弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 鴻巣市教育委員会教育長の勤務時間、休日及び休暇並びに職務に専念する義務の特例に関する条例について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(今19号、じゃ棄権しますの声あり)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会条例について執行部の説明を求めます。

(教育総務課長) 次に、議案第20号 鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会条例についてご説明申し上げます。

全国的な少子高齢化が進行する中で、本市の児童生徒数も年々減少し、小中学校の小規模化が進んできております。このような学校の小規模化は、児童生徒が集団の中で切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくことが重要であり、子ども同士の間関係や社会性の育成、学校の教育指導など、学校を運営していくさまざまな場面において影響が大きいことから、学校規模や配置による差を少なくし、小中学校の教育環境の整備及び学校における教育の充実を図ることを目的として、小中学校の適正配置などについて審議するため、鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会を設置する条例を制定するものでございます。

内容につきましては、第1条で設置の趣旨、第2条で審議会の所掌事務、第3条では組織、委員構成、第4条では委員の任期、第5条で会長、副会長について、第6条で会議の招集、開催、議決、第7条で庶務について定めております。

以上でございます。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

（菅野）本会議場で中野氏の質問に対して、適正規模が1学年小学生3クラス、中学校6クラスとか、何か答えていたと思うのですが、これは要するに将来集団の中で切磋琢磨していくということで、いわゆる1学年が1クラスというようなのをまとめていくと、今多い学校を人数を少なくするのではなくて、少ないところをまとめていくというのが主な懸案としてつくられている条例ということですか、今の説明だと。小規模校を大規模化していくと。

（教育総務課長）この条例につきましては、先ほども提案理由の中でご説明しましたように、本市の児童生徒数も年々減少してきており、今後とも人数が減っていくことが、そういう見込みがされております。その中で、実際に学校を存置という形をとるのか、それともそういう通学区域の見直しという面も含めて進めていくのか、その辺につきましては今後の審議会等の中でさまざまな議論、あとは地元の意見交換等を進めながら議論をしていくという形になってくると思います。

（菅野）改めて、では適正規模というのをどういうふうにする気なのかお聞きします。本会議場で言ったことをもう一回聞かざるを得ない。答弁が違う。

（教育総務課長）まず、国の指針では小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする、中学校についても、これも小学校に準用するという。それで、通学距離については小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校にあってはおおむね6キロメートル以内ということになっております。ただ、ことしの1月27日付、文部科学省が「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」というものを策定しまして、その中では小中学校は少なくとも6学級以上が必要であるというふうに示しております。ただ、全学年でクラスがえを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには、小学校では1学年が2学級以上、中学校以上では9学級以上が望ましいというふうに示しております。

通学距離については、おおむね今言ったように4キロから6キロメー

ル以内という基準はおおよその目安としては妥当というふうに示しております。また、この手引きの中では、通学時間についても通学距離だけで設定することは実態にそぐわないケースがふえてきているということで、スクールバスなどの適切な手段を確保できるということを前提として、おおむね1時間以内が一応の目安というふうに示しております。ただ、これについても地域の実情や児童生徒の実態に応じた判断を各自治体でしていくことが適当であるというふうに示しております。

以上です。

（菅野）今政府は、教育費を安くするために小中一貫校をふやせと言っていますよね。でも、小中一貫校を実際実施している品川区などでは、やはり弊害のほうが多いと、小学校6年生が上級生という意識を持ってやれる今の6・3・3制が大変教育にとって成果の上がる教育であるということを言っていますよね。鴻巣の場合は特別なやり方ですよ。中学校と一緒にやるのは、川里の場合は小学校のクラスも少ないです。品川みたく1つの学校が1,000人以上になってしまったなんて、いわゆる教育予算を削減するための施策ですので、成果がないと言われている市民、国民の声のほうが多いわけですけども。

それから、クラスが2クラスとか言いますが、政府は35人学級を目指すというのはいつまでも目指さないで、しまいには1年生か何か35人学級にしましたよね。成果が上がらないなら40人学級に戻すとかと言って、国民が怒りに沸いたですよ。成果が上がらないなら、では30人学級にするというのはわかるけれども、もう教育の予算を削るようになると国家が崩壊するのではないかと思います。教育をどうするかというのは国家をつくる最大限の人的資源をどう育てるかだと思えるのですけれども、いわゆる安上がり行政で浮いたものをどこに使うのかと。5兆円の軍事費を使えば幾らでもできることです。いつまで戦争する国にしがみついているのかと思うわけですけども、クラスといっても、例えば30人学級にするのか、35人学級でいくのかだけでも違いますよね。クラスが違うわけですから。要するに教育に関する学校に関する話というのは大変地域のいろんな意見が結集するところだと思うのです。ですから、

論議するのはいいとしても、実際にその論議する基準が、今職員が言ったように国が言われたから、国の言うがままやるのですか。鴻巣市の教育としての理論があるのではないのでしょうか。例えばなるべく少人数学級で1クラスを編制したいというなら、市独自で小学校35人学級という市長の方針に基づいてやるとか、鴻巣独自の教育理論というのはないのですか、国の言うがままなのか、ちょっとそこをお聞きします。これ部長です。課長ではだめです。部長からお願いします。

(教育総務部長) まず、菅野委員さんがおっしゃいました小中一貫校についての弊害が多いというご意見だったと思いますけれども、私どものほうには現在鴻巣市のほうでは弊害が多いという声は一つも聞いてございません。そういう声は教育委員会のほうでは全然聞いていないということをごここで申し上げたいと。

それから、35人学級が40人学級とかということをございますけれども、私も個人的には学級の児童数は余り多くないほうがよいというふうに考えております。ただ、国のほうとの関係もありますので、その辺は今後議論していくことになるのかなと思います。

以上でございます。

(菅野) もう教育については、言っても答弁がその範囲ですね。では、この審議員の選び方なのですからけれども、これも中野さんが、要するに今教育をしている人、教育を受けている子どもの親とか、そういう人を出しなさいと言われておりますけれども、本当に私はいろんな審議会行きますけれども、例えば保育審議会に行っても、今の保育の実態はほとんどわからない人が審議員として出てきている。自治会連合会が推薦するというのは、長く自治会活動をやっている人ってほとんどおじいさんですよ。おばあさんが出てくることはありません。保育のことなんか全然見たこともないような感じの人が出てきたりしているわけです。子どもの権利条約にしても当事者を出すと。小学校高学年、中学生になれば、子どもたちで自主的にみずからの教育について語るができるのです。大人ばかりではなくて、私は子どもたち、一番の当事者は子どもたちです。子どもたちがどうあるべきかということ論議できる、子ど

もの代表を入れるべきだと思うのです。大人が今の政府の言い分にそのまま迎合して安上がりのためになるべく1時間も通うなんていうのは、それがとてもいい教育とは思えません。交通機関でバスで1時間なんていうのでは地域に密着した教育なんて思えませんので、この中に子どもの代表、当事者の代表を入れることはできないのか、なぜ大人だけで当事者のことを決めるのかといつも思うのです。保育所で保育園児入れろということではできませんけれども、子どもの権利条約でも本来一番の受益者である子どもを入れなさいと、代表を。6年生、5年生、中学生になれば意見言えるわけですから、子ども会でちゃんと意見をまとめて言えるわけです。中学生になれば生徒会で集めて言えるわけですから、それができればよりよい教育制度になると思うのですけれども、いかがですか。

(教育総務課長) 審議会の委員の中に現役の児童生徒、ここで入れる入れないというのは、ちょっと私の判断では何とも言えないのですけれども、この委員の中にさまざまな世代の、例えば現在小中学校に通っていらっしゃる保護者の方、さらにはこれから上がるであろう幼稚園、保育所等に通っておられる保護者の方を入れるということは想定はしております。先ほど言いましたように、児童生徒をこの審議会の中に入れる入れないについては、ちょっとこの場の段階では私のほうからはお答えできないですけれども、今後議論していく中で、そういう審議会の中で議論して地元の意見を伺ったりする中で、学校の児童生徒の意見も伺うということも必要なことではないかなというふうに考えております。

以上です。

(菅野) 今の答弁の中で、仮に入らないにしても学校の中で意見をまとめてもらうということも可能という意味ですか。そんなことは今の教育制度の中でできるのですか。もう勉強がわからない子どもどんどん置いていくような格差が広がる教育制度の中で、本当に子どもたちによりよい学校をつくるということは、要するに経費もうんと節約できたりするわけですか。私たちは、中央小学校をつくるときにいろいろ論議しました。将来人口が減っていくだろうと、何とかならないかと言ったけれども、

結局はつくることになりました。生出塚団地あたりが笠原小に行けば、あんな広い敷地だって大きい学校があるのですから、中央小をつくらなくて済むのではないかという話にもなりましたが、なかなかそうはならない。学校1校つくるといのは大変なお金かかるわけです。ですから、やっぱり本当に子どもたちがどうなのかというのは説得力あると思うのです。だから、なかなか当事者の声を聞くって、これは民主主義の問題だと思いますので、そういうふうには考えることもないのです、本当は。ないのでしょね、これは。今までそういう文が入ったことありませんね。みんな大人が決めてしまうわけです。少なくとも児童会、生徒会の代表ぐらい入れるというふうに検討できるかどうか、部長にお聞きします。

（教育総務部長）児童生徒の代表を審議会委員に入れるということは、これは不可能だと思います。ただ、審議会委員さんが地元に行って、いろんな方々の意見を聞くということの中に、子どもたちの意見を聞くということは可能かというふうに考えています。それは今後審議会の中で委員さんの中で議論していただきまして、地域に出向いていただいて、いろんな方の意見を聞くと。児童生徒を審議会の委員に入れるということは、これはできません。

以上でございます。

（菅野）これの審議員になったからといって、地域に行ってどうかと聞くチャンスというのではないと思います。例えばですよ、生出塚団地の子ども会の会長だから、子ども会ですね、子ども会と中央小の生出塚支部と一緒にのですけれども、その人がなったというなら聞くことはできますけれども。組織ができていますから。生出塚支部の会員さんに集まっていただいて、どうですかと聞くことはできるけれども、こういう団体から出た人が集まれと言っても、まさか自治会連合会やPTA連合会や校長会、そういうのはならないと思います。それは、言葉だけでなかなか民意の反映にはならない。一回そういう民主的な方策が出ないかなと思うのですけれども、いつもいつも既にもう決まっている方針で経費節約のために人数が多いことがいいことだと。そういうことではないです

よね。人数少ないのを多くすることはできます、合同でいろいろやればいいのですから。でも、多い人数をばらばらにばらすのは大変ですよ。通学時間を30分以内とかにして、人数が1クラスになれば、川里が集団でやったりしていますけれども、そういうのは幾らでもできることだと思います。だけれども、なにもふやすことばかりではないと思います。きっちり少ない人数で全ての子どもたちにわかる授業をするというのが一番の原点であると思うのです。ただ人数だけに固執して、子どもの生活や学習の状況がどうなのかということが論議されないでほかの審議会と同じように決められるというのは教育行政の一環としていかがかなと思うのですけれども、改定の余地がどこかないのか、部長にもう一回聞きます。

（教育総務部長）先ほども申し上げましたけれども、この審議会の中で審議員さんだけの意見で決めるということは考えておりません。審議員さんが地域に出向いていただきまして、例えばきょうはPTAさん、保護者の集まりだとか、そういうところへ出向いていただいて、鴻巣市の現状を説明し、その保護者の方の意見を吸い上げると、そういった作業をした上で審議会の中で議論をしていただくと、そういう方法で考えておりますので、一方的に審議会の中で決めると、そういうことは想定してございません。

以上でございます。

（菅野）それを本当にやってくれて、地域の子ども会の支部なり地域の組織もそれと一緒にやるのならすばらしいことですが、鴻巣でそれができるというのは画期的なことだと思います。本当に画期的なことだと思いますが、ではそれについて行政、教育委員会として提案するについてはきっちりそういうことを言って推薦していただくと、推薦していただく人をです。いわゆる審議員になったということで、この運動団体の長の方がほとんど出てくるのです。今まで私も幾つもの審議会出てきましたけれども、本当にそうです。教育のことなど何もわからないよと、孫も大きくなったしという感じの人が出てきて、そういう人は地域では聞くこともできません。でも、今度は同じ自治会連合会から出ていただく

にしても、子どものいるような若い人、なるべく現役のような人に出でいただけるようにとかという、そういう働きかけなど、こういう方針ですからとやっていたいただけるのかお聞きします。

(教育総務部長) 条文のところをよく見ていただくと、今までと少し違うところは、連合会が推薦する者というふうにしているのです。この意図するところは、例えば代表ということになりますと1年でかわるとか、そういうことがありますので、最低でも2年以上やっていたら、会長を退いたから委員をやめてしまうということではなくて、推薦していただいて、できれば2年以上やっていたら、そういうことを想定しております。ですので、考え方とすれば、会の代表というふうに私どもは考えておりますので、例えばほかのところでは教育委員会が必要と認める者の中には保護者の方だとか、適任の方がいればジュニアリーダーの指導者だとか、そういう方も想定しております、なるべく多くの方の意見を聞いて審議していただきたいということでございます。そういうスタンスでおりますので……

(実行してくださいの声あり)

(教育総務部長) それは実行するように……

(何事か声あり)

(教育総務部長) 考えてつくった、そういうところを見ていただきたいなというのが今の説明でございます。

以上でございます。

(加藤) もともとその適正配置等審議会というのは、国が今考えている中の、今そういう少子化の中で本当に児童数が減っているというふうなことから、そういう統廃合を目的とする、そういうことでの内容になっているのかなと思うのですけれども、この審議会というのはやはりこれは絶対つくらなければならないものなのですか。まず、その点をお聞かせください。

(教育総務課長) 先ほども提案理由の中でお答えしましたように、今後鴻巣でも現在よりも少子化がどんどん進んでいくという、そういう今後少子化が進んでいった学校の小規模化、そういうものをどういうふう

今後検討協議していくのか、それを行政だけがそういう押しつけという形ではなくて、やはり審議会というものを設置して、先ほど部長が言いましたように、地元の方々との意見交換会、それから父兄、保護者、そういう方たちといろいろな意見交換をしながら、一番よりよい方向を探っていくという、そういう意味でもこの審議会は必要ではないかなというふうに考えております。

以上です。

(加藤) 地域の、例えば小中学校の校長会が推薦する、PTA連合会が推薦すると、これ一応15人をもってというふうなことでなっていますけれども、想定は12人を一応想定していると本会議の質問の中でそういう話がありましたよね。12人を想定していると。条例としては15人以内というふうなうたっていますけれども、12人を想定して考えているというふうな答弁があったかと思うのですけれども、これ鴻巣市全体の審議会ですよね。そういうふうになると、今通学の審議会という、そういう委員会も持たれているではないですか。これは全体をということですがけれども、この推薦される方が本当に鴻巣全体の中での12人で、このPTA連合会といっても、では何人、どこの小中学校のPTAのほうから出てこられるのかわかりませんが、そういう中でこの全体を本当にどうするかというふうな。

というのは、例えば吹上地域でいえば、吹上小学校というのはもう本当に3クラスも各クラスあるぐらいで、全然そういうふうなことは考える必要もないという地域になっているわけですよ。吹上小学校だけに行っているPTAの人たちは、考えるような余地もないような。余地というか、考える必要がないというふうな環境になっていると思うのです。本当にどういう推薦するかという、各この推薦する人がどういう人が出てくるかによってなのですから、もうとにかく適正配置ということですから、ここの学校は適正でない、だからそれを変えていくというのが目的になるのかなと思うのです。でも、ただ本当に小規模小学校、中学校だからといって、中学校はそれほど小規模でというふうなことは、幾つかの小学校が集まってくるわけですからないかと思うのですけれど

も、主に小学校の小規模校というふうになるかと思うのですけれども、これやっぱりこれも国からのいろんなそういう指導があつてのことだということは、理解をしているのではなくて、わかつてはいるのですけれども、そういう中でやはりこういう委員会をつくって、それを答申的に出してくる、答申を出す前にやはり行政側として大体の案的な、そういうものを示しながら、それに対して審議員さんに審議をしていただくのか、それとも多分何もないゼロから、さあどうしましょうかというふうに審議をしていくのか、その辺でやっぱりある程度この学校がこうだから、こういうふうにと行政からのたたき台があつた中での、それを審議するというふうになってくると、もうどういう人たちがそこへ審議員になるかわかりませんが、そうなってくると、そこでもうそれではないというふうな意見なんかなかなか出てくることはないと思うのですけれども、その辺はどのような審議内容を考えていられるのかまずお聞かせください。

（教育総務課長）ではまず、現在考えている適正規模、適正配置の今後の進め方、スケジュール的なものということについてちょっとお話をさせていただきます。まず、この議会で小中学校の適正配置等の審議会条例のほうを議案として上げておりますけれども、可決された後、最終的には5月、新年度以降設置されることが予定されている総合教育会議、そちらのほうでこの教育の振興に関する大綱の策定並びに適正規模、適正配置に関する基本的な考え方のほうを最終的に決定するというふうに考えております。この審議会の委員の選任に当たりましては公募という形をとりますので、6月のころから委員の選任を行いまして、実際に審議会が開かれるのは8月ごろではないかなというふうに考えております。

それで、加藤委員さんがおっしゃいましたように、何もない状態の中で審議会を開催するというのではなくて、やはり教育委員会の案として片方では教育委員会のほうでその辺の考え方を整理をして、それを審議会のほうに諮問をしていくという、そういう形になってくると思います。以上です。

(加藤) 想定していたとおりなのですが、では先ほどの総合教育会議ですか、その中である程度のたたき台的なものをつくって、それをまた行政のほうでもある程度考えるのでしょうかけれども、それでその内容的なものをこの審議会に図っていくというふうな流れになるのかなと思うのですが、この委員さんの任期が2年とするということで、再任用は妨げないということなので、2年以上を想定しているかと思うのですがけれども、最終的に鴻巣市全体、それこそ18校でしたっけ、小学校は18校。

(何事か声あり)

(加藤) 19校か。中学校が8校でしたっけ。

(8校の声あり)

(加藤) 小中学校を全体的なことを見ていくのに、この適正なこと、検討して、今までどおりでいいであろうという結果が出るのか、大きく適正配置ということで変えていくのかわかりませんが、タイムリミットとしてはどのぐらいの期間を考えてこの審議会をやっていくという予定になっているのですか。

(教育総務課長) この審議会の結論、答申がどのぐらいの時期に出てくるのかというのは、今の段階でははっきりしたことは申し上げられないのですが、27年度については、先ほど言いましたように、第1回目を8月ぐらいに開催をして、年4回から5回程度というふうな開催を考えております。その中でどの程度の議論が進むのか、それについては現段階ではまだ、27年度中に出るのか、しっかり地元のそういうご意見なりを聞いて、意見交換をして、答申という形をとるのか、今の段階では結論的なことはちょっと申し上げられないです。

以上です。

(加藤) 総合教育会議の中である程度のことを決めていくということみたいですがけれども、私自身がまだ、まず1クラス6学年というふうな中で小学校は過ぎました。それが、そういう小規模校であったがために何がデメリット的なものがあるかというのは全然見えたことがないので、やはりいろんな小規模校に教員を配置するとか何かと予算の関係とか、県から普通の一般教職員は県の県費でやっているわけですがけれども、

そういうふうなことで、基本的に行政側として今の小規模校に対してどんなふうな見方、考え方をしているのかを、もし考えがありましたらお聞かせいただきたいのですけれども。

こういうふうなことというのは、これは変えていくということを想定した中でこういうことを多分やっていくのではないかと思うのです。なので、そういう小規模学校に対しての教育委員会の考えとして何か、やはり小規模ではだめだよというふうなことで何かをやらうとしているのかなと思うのですけれども、その辺何か、こういうことをやっていく上で考えがありましたら最後にお聞きしたいのですけれども。

（教育総務課長）私は正直教員ではないので、その辺の教育のほうのあれはちょっとわからないのですけれども、先ほど言いましたように、国のほうの手引きの中にも、小規模校には小規模校のメリットもあるよ、小規模校には小規模校のデメリットもあるよという、両方指摘しております。例えばメリットで言いますと、児童一人一人に目が届きやすく、きめ細かな指導ができる、例えばあとは意見や感想が発表できる機会が多くなる、それから人数が少ないのでさまざまな活動において一人一人がリーダーなどを務める機会が多くなるというようなメリットもある反面、デメリットとしては、先ほど言いましたように、集団の中で多様な考え方に触れる機会だとか学び合いの機会、切磋琢磨する機会が少なくなるだとか、それから特に運動会や音楽活動などの学校行事や集団教育活動に制限が生じやすい、それから部活動などの設置が制限されたり選択の幅が少なくなるだとか、あとはクラスがえが困難になることから人間関係だとか相互の評価等が固定化しやすいという、今言ったように小規模校には小規模校なりのメリット、デメリット、両方あるとは思っていますけれども、やはり子どもの数がどんどん少なくなっていくという中で、どうしてもデメリットの部分のほうがメリットの部分よりも大きくなっていくのではないのかなという、そういうことも含めて、やはり国のほうでもそういう考え方だとか、そういうものを方向性を示しているのではないかなというふうには考えてはいます。

（加藤）今の答弁聞いて、ちょっとまたなのですけれども、デメリット

のほうがいろんな今の例を挙げるとというふうなことですけれども、私はそうは感じていないのです。例えば大芦小学校なんか本当に1クラスきりありません。ほかの学校も市内にはたくさん1クラスきりないところありますけれども、例えば大芦小学校なんかは本当に二十何人きりない、そういう1クラスの中でも、バスケットボール大会とか、そういうときにあったときに優勝までしてくるといふ、その少人数の中でもそれなりのみんな頑張っていて、そういうふうな成績もとってくるというふうな、そういうこともあるのです。ですから、大勢いるから必ずしもすぐれた子ばかりがいるとは限らないし、そういうふうな答弁ですと、ちょっと違うのかなというふうに思います。

切磋琢磨という、それは本当にお母さんたちがよく心配して、1クラスでは切磋琢磨ができないというふうにありますけれども、1人2人でなくて、少なくとも20人とかいけば、それは、でも同じクラスの中では、そんな50人もいるわけではなくて、もし50人入れれば25人という2クラスになって、1つのクラスは25人というふうになるわけですから、その25人の中での、やっぱりそれはそのクラスの中で、それはそれなりにやっぱり切磋琢磨というか、活動というか修学もできるというふうに思っています。

だから、どっちが本当に絶対どっちがいいかなんていうことは言い切れるものはないと思うのです。両方どっちにしてもメリット、デメリットがあると思うのですけれども、では先ほどもちらっとさっきの質問でも言ったのですけれども、この配置等の審議会の中でどこまでこの結論的な問題出していくとして、では通学審議会というふうなこととの整合性というか、そういうものというのはどういうふうに。全て通学区域を変えたほうがいいのかというふうなこととか統廃合したらいいとかというのは全ての学校ではないと思うのですけれども、統廃合と通学区域のあれというのはまた違ってきますけれども、そちらとの整合性というか、そういうことはどんなふうに考えておられますか。通学区。

(教育総務部長) 今回の適正配置の審議会のほうで、通学区の見直し等で検討したほうがいいのかというような委員さんの意見が出た

場合、その場合にはその地域は通学審議会のほう、通学区のほうの審議会がありますので、そちらでやっていただきたいというふうに考えています。

以上です。

（野本）先ほどの答弁の中で、6月から選定に入り、8月から会議をしていく、それで年に四、五回開催する検討することが考えられているということですが、基本的には教育委員会からの諮問ですよね。ということは、もうある程度そこで話し合われるべきテーマというのは想定されているのでしょうか。

（教育総務部長）基本的には諮問の内容につきましても議論をしてごさいませんので、まず条例が3月議会で可決いただきましたら、4月以降に設置される総合教育会議に、今教育委員会の中では適正配置等の基本的な考え方を検討しておりまして、それを教育委員会として総合教育会議に諮りまして、その基本的な考え方を総合教育会議で決定すると。決定を受けましたら、どういう内容を審議会に諮問するかにつきましては、また教育委員会の中で議論をしていただきたいということでごさいます。ですので、現時点では諮問の内容、具体的な議論はまだ進めておりません。

以上です。

（野本）それでは、そうしますと今回つくられる適正配置等審議会の権限と申しますか、重要性というのがどのように発揮されるのか伺いたいと思います。

（教育総務部長）まず、教育委員会で諮問をした内容について審議会でも議論していただくわけですがけれども、基本的には審議委員さんに直接地元に出向いていただいて、幅広い意見を聞いた上で審議会としての答申を出していただきたいという、幅広い方の意見を聞くということが審議委員さんの一番審議会の重要としている、私どもが考えているのはそこに主眼を置いておるところでございまして、ですから国のほうでも基本的な考え方の手引きというのは出していますけれども、国のほうでも最終的には地域の実情に合った対応をしていくというのが考え方ですの

で、この審議会委員さんの果たす役割というのは、先ほど申しましたけれども、地域の意見を聞いた上で審議していただくということで私ども考えております。

以上です。

（野本）総合教育会議で決定するというそれまでの過程があり、また教育委員会で当然その内容を諮って、ある意味3段階というふうに見えるわけですがけれども、そうするとその地域に出向いて実情に合ったものになっているかどうかの検証をするというような感覚になるのでしょうか。

（教育総務部長）検証という言い方もよろしいかと思えますけれども、まず教育委員会の事務局のほうで現状はこうですよ、将来の見込みはこうですよというのを現在作成しております、その現状に基づいて審議委員さんも地域に出向いていただいて、委員さんとしても説明をしていただいて、その地域の年齢層によっても違って来るかと思えますので、いろんな年齢層の方の意見を聞いて、総合的に判断、議論をしていただきたいという考えでおります。

以上です。

（野本）それぞれの内容は一つ一つは何となくイメージできてきたのですが、その位置関係というのが、今幾つも機関の名前が出てきた中で、どれがどの辺に位置しているというのがちょっとよくわからなかったもので、そこを確認をさせていただきたいと思えます。教育委員会、総合教育会議、そしてこの審議会、事務局、それぞれどの辺に、上下左右どういふふうになっているのかというのをちょっと、ここからはわからなかったのですが。

（教育総務部長）まず、審議会の委員さんは教育委員会が委嘱しますので、教育委員会が審議会を設置するという形の位置づけになります。大きな教育行政の基本方針というものは総合教育会議によって決定することですので、教育委員会として決定する部分と総合教育会議で決定する部分というのがありますけれども、大きな大綱につきましては総合教育会議が決める。その決定した内容を具体的にどうするかという議

論につきましては教育委員会が決めていくと。その教育委員会が審議会のほうに諮問をして、幅広い意見に基づいた議論をした上で答申を受けて、教育委員会のほうでそれを受けて決定していくというような、ちょっと説明がよくわからないかもしれませんが、位置関係としてはそういう位置関係に捉えていただければと思います。

(野本) 事務局がそれぞれの役割を調整するというふうになるわけですか。

(教育総務部長) 事務局としては、例えば教育委員会で議論する上で資料の調整をする、提出するということと、それから審議会委員さんが地元に出向く場合にその段取りというか、事務局的な役割を果たすというふうに捉えております。

以上でございます。

(委員長) ほかに。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第20号 鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会条例について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時05分)



(開議 午後3時20分)

(委員長) 再開前に申し上げます。

介護保険課長より議案第14号の菅野委員の質問に対する報告がありますので許します。

(介護保険課長) 先ほど菅野委員さんのほうから保険料区分10段階の合計所得400万以上の例ということで、例を挙げてほしいということでしたので、今1つ例を述べさせていただきたいと思います。年金収入プラス給与収入という形で例をつくってまいりました。年金収入と給与収入のバランスもございますけれども、今回は年金収入を月20万ということで仮定しまして、年金収入240万とさせていただきました。その場合ですと年金収入が240万で給与収入が420万、合計で660万円の収入がある方について400万円以上になるというところがございます。

以上でございます。

(委員長) 再開いたします。

次に、議案第26号 平成26年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(頓所さん何時に帰るんですっての声あり)

(委員長) 5時。

(菅野) 6ページの吹上地域保育園の農地の転用ができないで27年に申請するということですが、そうすると27年には転用ができるということなのでしょうか。

(保育課長) 現在地権者と交渉している段階でございますので、用地買収につきましては27年度予定をしております。27年度に農地転用、また開発許可をするためには道路の改修だとか下水、上水の整備も必要になってきますので、それらにつきましては27年度当初予算に計上をさせていただいておりますので、予定どおり執行できるものと考えております。

以上です。

（菅野）地権者の方というのはいっぱいいるのですか、それとも少ないのですか。何人ぐらいいるのかしら。

（保育課長）道路用地を含めまして5人でございます。

（菅野）では、14ページ、国保でお聞きします。国保の国民健康保険基盤安定基金で低所得者対策として217万出ていますが、どのような範囲の低所得者なのかお聞きします。

（国保年金課長）これにつきましては、基本的には5割、7割軽減行った低所得者の方につきましては、その保険者数に応じて負担するものでございます。

以上です。

（菅野）5、7、2でしょう。5割、7割、2割。

（国保年金課長）来年度から2割も含めますけれども、現在5割、7割の軽減の方につきましては対象となっているところでございます。

（菅野）それから、次の4、5ですけれども、歳出削減で1億2,500万という児童手当の負担金の削減と生活保護の負担金の9,700というのは、これはどういうことでこんな多くの負担金の削減になるのでしょうか。見込みが多かったとか、制度が変わったとか、わかりますか。

（子育て支援課長）こちらの児童手当の削減につきましては、近年の少子化により子どもの数が減少しております。平成25年度の当初予算と決算額の乖離が大きかったということ、その反省を踏まえまして本年は当初予算と決算見込み額をタイトに算出をいたしまして、その乖離が昨年同様大きいということの見込みが出ましたので、今回の補正予算におきまして減額をさせていただきました。

（福祉課長）生活保護費のほうでございますが、平成23年度4月以降保護世帯につきましては500世帯から520世帯、保護人数は700人から720人前後でほぼ横ばい状況が続いております。一方、生活扶助費全体で申し上げますと約10億5,000万から12億の範囲でこのところ推移をしております。これは、生活保護世帯がふえていないにもかかわらず生活保護の扶助費につきましては1億5,000万近くの差がありまして、この主な要

因は医療扶助費となっております。このように医療扶助費によって年度間で執行額に差があるため、当年度予算では12億4,700万円を計上いたしましたが、平成26年度の執行状況を踏まえまして減額をするものでございます。

以上です。

（菅野）この生活保護費で後ろのほうでも医療費を多く減額補正してはいますけれども、それは病気になる人の人数が少なかったのか、大病になる人が少なかったということですか。

（福祉課長）医療扶助費におきましては、診療報酬ですと入院、外来、訪問介護等になりますが、入院で特に高額な費用が発生するものではがんや心臓などの手術でございまして、1件で600万円を超過するケースもございまして。被保護者の疾病によりまして医療扶助は大きく変動する場合がありますというのをご理解いただきたいと思います。

（菅野）16ページの吹小の給食室が84万6,000円減額というのは、給食室の改善で84万って大きいと思いますけれども、内訳がわかりますか。

（学校給食課長）今回84万6,000円の減額ということになっておりますが、これは給食室の炊飯施設を設置する部分の面積に対しまして交付金が交付されるわけでございますけれども、そちらの面積のほうが確定いたしましたして、今回配分基礎額というものがございまして、その2分の1が算定割ということで決定されました。その額なのですが、273万7,000円という金額になっております。当初は358万3,000円ということだったので、84万6,000円の減額ということになります。

以上でございます。

（菅野）23ページの国保ですけれども、これは特別会計繰り出し1億9,535万6,000円、これ中野さんが本会議場でやりました。国保が大変基金が多いわけですが、もう一回、6億を残したいということでこの金額だと思っておりますが、国保の安定経営の中でその基金のありようについてもう一回お聞きしたいと思います。基金に幾ら残るのか。

（国保年金課長）国からの通知によりますと、保険支払い準備基金の保有額につきまして、過去3カ年間における保険給付費の平均年額の5%

以上に相当する額を保有額とするような通知が来ておりまして、これが本市におきましては約5億1,400万、決算におきまして23年度から25年度決算では約5億1,400万になっております。それ以上の基金保有額を国は求めております。それと、もう一つの考え方といたしまして、1カ月分の医療費の市の負担額が多いときで約6億円程度ということですので、約1カ月分を残したいというのが、最低限6億円程度を残していきたいということでございます。

以上でございます。

(菅野) こんなに残していませんよね、よその自治体。北本が決算時2億で多いから減税しようと言っている。上尾なんか何十万円台ですよ。ちょっとキャラバンの資料置いてきてしまったのですけれども。こんなになぜ5億も6億も残さなくてはいけないのかと。蕨や都幾川だって、安いところはゼロですよ。何千円台とか何百円台というところもあるわけで、必要なら一般会計からそのとき出せばいいと思うので、一般会計に置いておいたほうが融通性のきく使い方になると思うのですけれども、他の自治体でこんなにため込んでいませんよね、基金として。なぜ鴻巣だけこんなに基金にため込むのかということ。決算で14億というのは、キャラバンに載った14億というのは全県の基金の17%ですから、鴻巣は。10億円台の基金なんて鴻巣以外ないのですから、これは少しお金を融通的に使う面で考えるべきではないのですか。どうなのでしょう、これは。6億も残すというのは。

(国保年金課長) 県内40市におきましては、さいたま市は政令市ですがけれども、約50億を超えるような基金残高がございまして、本市はそれに次ぐ基金残高だという状況でございます。25年度末基金残高は約13億7,000万、本年度末見込みが12億1,000万ということで、これ本会議で部長も申し上げましたところですがけれども、来年度6億1,000万を基金から繰り入れしますと約6億円が残るというところでございます。先ほど申し上げました1カ月分の医療費相当分約6億円程度、これは基金として、国保財政を所管する課といたしましてはこの程度の基金残高を保有していきたいというところでございます。

(菅野) これはもう部長にお聞きしますけれども、6億なんていうのは北本で2億で多いと住民が運動を起こしているのに、一般会計なり財調から使えばいいではないかと思うのです。なぜ国保に……お金が動かないわけですね。基金でためておいて利子がそれなりにつくかもしれませんが、片方で大借金して福祉切り捨てしていて、基金をがんがんため込むというのは民主的ではないと思うのですけれども、1億か2億にして、何かというとき入れればいいのではないですか。常時6億残っても、また次使えば6億なお入れていくというわけですから、単年度決算という立場でどうですか。税の単年度決算という民主的原則をどう理解しているか、ちょっとお聞きします。

(保健医療部長) 27年度当初予算で6億1,000万の基金繰り入れやっけて、残りが6億ということで、先ほど課長のほうから説明ありましたように、支払い準備としてまず6億程度は保有しておきたいと、5億から6億は保有しておきたいというのがあります。それから、本会議でも申し上げたのですけれども、国保の予算編成を行っていく上では基金繰り入れにしる、一般会計からの繰り入れにしる、どちらにしても6億程度は必要になってくると。実際に決算ベースで見ても5億以上は毎年繰り入れるような状況になっています。こういったことから財政を安定した予算編成を行っていく上では毎年度一般会計でお願いするというよりも、せっかく基金これだけ積み立てができていますので、この基金を活用しながらやっていきたいということです。

保険税の水準の話もありましたけれども、現行の保険税の水準というのは県内で見ても高くはなくて、保険税を比較する場合に医療費の水準ですとか人口動態、年齢構成、こういったものを比較しながら見ていかなければいけないと思うのですけれども、そういった医療費の水準等からしても本市の保険税の水準は高くはなっていません。そうしたことから、この基金については保有した上で現在の保険税の水準をなるべく今後維持していくのだという、そういう中で大事に使っていきたいというのが私どもの考え方です。

以上です。

(菅野) 高くないと言いますけれども、住民にとっては高いのです。若者が月十四、五万のバイト代の中から、年間だとボーナスで10万もらったら百七、八十万になります。そうすると、国保が7万ちょっとぐらい来るらしいのです。その上住民税が来て、あととにかく税が高くてどうにもならぬというわけです。ほかに比べて安いかもしれないけれども、住民の生活実態として国保税というのは高いのです。嫌なら社会保険に入ってもらえと言いますけれども、なかなかそういう状況にない中で、どっちにしろお金を有効に使うためには、基金なんかそんなこといったって、2013年度決算で本会議場で言いましたけれども、84億もなるのです。それで、661億も借金しているわけですよ。今年度これやると707億の借金だと、私本会議場で言いましたけれども、税金だからできるのでしょうかけれども、普通の家庭ならこんなことできませんよね。借金しながらこっちに貯金しておくだの何だの、いずれ要るからなんてできない。だって、ゼロだったときもあるのですから、これまで。私も長く議員やっていますから、本当にゼロで、必要な額だけ入れて市を回していたというときもあるのです。もちろんそのときは大型開発もやっていなかったし、今はこういうため込むお金が福祉に回らない、お金がないと言って細やかな、先ほどの敬老会を5,000円を1万5,000円にするのはわずか二千数百万です。あと、難病患者も5,000円を1,000円にすると、ここの予算では半分以下に減らしてしまっているという、そんなことがされるわけですから、財政上やっていける状態なのですから、こんなに基金に全体をため込まないという方法はできませんか。一般会計から必要なら入れば、せめて五、六億に半分に減らすと。それを一般会計に6億入れてしまえば、次の年度までに少しずつ五、六億にするというのはわかるけれども、常時十数億というのは県内ではさいたま市をおいて2番目ですよ。十数億の市なんかほかにないわけですから。これは絶対しなくてははいけないものなのですか。もう一回。

(国保年金課長) 国保の都道府県化が平成30年度ということで、県と市町村が共同運営をするということは既に決まっているところがございます。その中で、残り27年度から29年度の3カ年にこの基金を限りなくゼ

口に近い数字に減らしていくという考えであります。その間先ほど申し上げました12億1,000万、来年度6億1,000万を投入いたしまして、残り6億円、これを28年度につき込みますと、現在の12億1,000万という見込みがゼロになるわけでございますけれども、基本的には繰越金というのが毎年生じておりまして、その2分の1を積み立てしておりますので、恐らく今の見込みですと27年度から毎年1億5,000万ぐらい積み立てをいたしましたとしても、27、28で3億円程度。3億程度が29年度の予算に使える数字ということで、この数字では足りませんので、そのときに本会議でも部長が申し上げましたけれども、足りない分につきましては一般会計から繰り入れをいたしまして29年度当初予算を組みまして、その後30年度を見越すという段階で、現在財政安定化基金を介護保険ですとか後期高齢者医療と同じように約2,000億円の財政安定化基金を県に新設する見込みになっておりますので、恐らくその基金ができますと市町村の基金は要らないというのが本来なのですけれども、今のところ本当に要らないかどうかというのがまだはっきりしておりませんので、財政安定化基金が完全にできまして、市町村の基金が要らないということであれば全て市町村基金がなくなりますけれども、その辺を見きわめながらこの辺の基金の確保をしていきたいというふうに考えておりますので、今のところ財政安定化基金ができたことによって市町村の基金がなくなるのではないかとこのように想定はしておりますけれども、まだ一部の論議の中で市町村も引き続き基金を維持していくという説もまだ多少残っておりますので、その辺を見きわめながら基金の保有額の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

(菅野) 要するに国保は、人数と数字が出ないからあれなのですけれども、非正規労働者や失業者がやはり受け皿になっているから、人数はふえていく方向であると思うのです。それで、年齢層も高くて、所得水準は低くて、赤字体質はもうついて回るのが避けられないと思うわけですよ。保険財政を安定化してやれるのが県に移行すれば安定化してやれますか。県は、国がちゃんとお金を出さないと県ではできないと言って

いますけれども、いわゆるもっと保険料取れとか、出す分を削れとか、そういうことを県から全市が競争でさせられて、ますますいじめられるのではないかと思うのですけれども、ここら辺はどういう展望があるのでしょうかね。

（国保年金課長）法定外繰り入れが全国的に毎年決算では一般会計から赤字補填的に約3,500億円ぐらいが投入されているというのが現状でございます。その中で来年度保険者支援で約1,700億円、29年度までにさらに1,700億円、国費を投入することによって約3,400億円の公費を投入するということが今進めております。ほぼ3,500億円に近い数字を国費及び県、市で賄うというのが今の想定ですので、今現在の赤字の部分は国等でほぼ補填するというのが今の流れでございますので、そうなってくると安定していくのではないかというふうに考えておりますけれども、ただし今後少子高齢化の影響がありまして、医療費がまだ膨らんでいくのではないかと、また赤字がそれ以上に3,500億円を超えるような赤字が出る場合も想定するのではないかという議論もありますので、あくまでも県が財政運営の責任者と、責任主体となるということでございますので、この辺は十分見守っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

（委員長）時間ですから、ストレートに聞いてください。

（菅野）では、もう国保はいい。

では、24ページ。てねるはどこにありますか。

（24ページの真ん中の声あり）

（菅野）備品で5,999万9,000円という補助が出ていますけれども、これはちゃんと全床解消できるのでしょうか。人手不足とか、そういうことはないのか。

それから、人数はすぐ100床が埋まってしまうのか。鴻巣の270人を超える待機者がこれはできることでどういう状況なのかお聞きします。

（介護保険課長）ご指摘の特別養護老人ホームですけれども、きのう開所式がございまして、オープンしたという話を伺っております。100床全て使うのかというお話ですけれども、聞いたところによりますとほぼ100

床開所からいけるとい話を聞いておりますが、介護職員のほうの募集がなかなか厳しいところがありまして、今のところ当初4月から開設には間に合うような形で進めているというお話は聞いております。

以上でございます。

（菅野）鴻巣の待機者のうち何人ぐらいがここに入れるのでしょうか。

（介護保険課長）今100床の整備と申し上げましたけれども、実際に鴻巣の市民が何人入るかというところで今情報を確認しましたところ、57名の今申し込みがありまして、大体6割程度鴻巣の市民が入るのではないかなということで予想しております。

以上でございます。

（菅野）わかりました。

それから、24ページ、この一番下の児童手当ですけれども、1億8,000万の減額補正というのは、不用額って、これどういう数字なのでしょうね。大変な数字ですね。児童手当の不用額の減額補正の中身。

（子育て支援課長）こちらの児童手当の1億8,000万、歳出の減額でございますが、そのうちの国庫のほうが約70%ございます。また、県からの負担金のほうも15%ございます。したがって、市の負担につきましては残り15%ということですので、約2,700万程度の減額ということになります。

以上です。

（菅野）わかりました。

次、25ページの生活扶助費、これは先ほど聞いたのが答えですね。わかりました。では、これはいいです。25ページ終わり。

28ページと29ページで、準要保護が出ていますが、この年度の準要保護の小中の増額補正が出ていますが、人数をお聞きします。14世帯の人数、小中の。

（学校教育部副部長兼学務課長）児童就学援助事業ですから小学校の関係ですが、当初385人を見込んで予算を計上しておりました。今年度の状況としましては、12月末現在で既に374の申請認定者というふうなことで、例年3学期にさらにまた申請が急増するということもありまして、

今年度末までに404人を見込んで増額補正したものでございます。
以上です。

（菅野）29ページの図書館で指定管理料1,300万減額補正していますが、ここになくさないように張りつけてきたのですけれども、これ日曜日にアイテムって募集が入りますよね。それに鴻巣の図書館事務スタッフとしてこれ募集していたのです。これが学校図書館員、公共図書館員ということで、学校図書館員は学校ですね。公共図書館員というのは、川里図書館に自立通勤できる方で1が時給1,060円、2は時給900円と。1というのは、司書資格のある方で、PC操作できる方、図書館実務経験があればなおよいと。2は、土日勤務のできる人で、接客のできる人、PC基本調査は入っていないのです。川里図書館に自力で出勤できる人って1,060円と900円で募集をしているのです。それで、交通費は支給、有給休暇はあると、社会保障は加入要件を満たした人は加味していますよ。まずは鴻巣市の小中学校の図書館1の1,060円、900円の方は川里の図書館ですよということで、これ1,300万も減額補正するだけあって安いですよ。県が802円でしたっけ。セブンイレブンが県の値段とぴったんこののです。一円も多くないのです。セブンイレブンが聞いたら1時間802円なので、県の賃金が802円だから。司書資格のある人が900円と1,060円って、こういうのに支えられて1,300万円の減額補正になっているのだなということを見ました。私もこの……

（委員長）菅野さん、何を言いたいのかストレートに言ってください。

（菅野）ここら辺をもう少し司書資格に見合った賃金になるようにというふうにならないものでしょうか。市役所の仕事をして、資格者が低賃金で働かされているという実態だと思うのです。これは社長の利益を取って減額補正していると思うので、社長さんはまず自分の利益を取るでしょうから、いわゆる指定管理が市の職員を行政の仕事をして安上がりで使っていると思うのですが、900円、1,060円が適正価格ではないかと思うのか、本来資格に見合った給与を出すべきではないかと思うのですが、いかがですか。安ければいいというか、1,300万円の指定料減額の根拠なども聞いているのかということを含めてお聞きします。

(生涯学習課長)こちら1,300万の減額のほうなのですけれども、これは主に平成26年度初めて指定管理に移行した関係で、当初多目に見積もっておりました光熱水費、こちらのほうが700万円ほどの減額になっております。それから、委託料としまして、当初は今現在市立図書館3館と、それから各公民館をつないで図書の配送業務をやっておりますが、こちらのほうを当初指定管理者が外注するという事で委託料として見ておりました部分がじかに人を雇うという形に変更いたしました関係から、この委託料のほうが300万円ほど減額になっております。それから、もう300万円が人件費としまして、学校図書館支援事業ということで、当初は3名で行うということで予定をしておりましたが、初年度ということで、これを2人ということで、各学校2校に絞って試しにやってみようということで、1名を3人から2人に変更したことで300万円の減額という形で、合わせて1,300万円の減額補正という形になっております。

以上です。

(委員長)菅野さん、もうかなり大幅に延長していますので……

(菅野)だから、20分ではできないと言ったでしょう。これが最後です。

(委員長)だからもう……

(菅野)これが最後。

(委員長)わかりました。

(菅野)要らぬこと言っている時間のほうがもったいないでしょうが。要するにそれはわかりました。だけれども、賃金はどう思うのか、900円。言っておきますけれども、これには鴻巣の中央図書館は入っていませんけれども、中央図書館はご存じでしょうけれども、限定つき正社員なわけですよ。ご存じだと思いますけれども、あれは正社員といわゆる非正規社員の間ですから、限定つき正社員というのは。条件は5日、6日でいいとか、勤務先は転勤させないとか、そういう限定つきで、これに毛が生えた程度で1時間幾らで雇って、それでいつ首になっても文句は言えないと、そういう結局民営化するという事は安上がりの労働者で、市職員並みの仕事をやれと言われても、いわゆる給与の関係で時間的にもとれないでできないと、図書館業務に最後はかかわっていくの

ではないかと思うのです。本来労働者の指導をするべき市が、市そのものがほとんど司書資格持っているわけですから、優秀な方が本当に学業積んで得た資格が本当にそれに見合った保障されないということは、こういうところを削るべきではないと私は思います。労働者の暮らしと権利を守る最前線として、市が市民に誇れる労働政策をすべきだと思うのですけれども、これは部長からお答え願います。

(教育総務部長)ここの職員の賃金が千幾らというお話でしたけれども、多分募集の司書につきましては27年度から学校図書館の支援ということで拡大していく、26年度は2校を対象でやっておりましたけれども、27年度から12校に今度ふやすわけでございます。その分の募集かと受けとめておりますけれども、学校の現場を見ますとかなり成果が上がっております、26年度支援した2校につきましては大変学校の先生方、それから児童生徒からも好評をいただいております。そういうことで募集しているものと思っておりますけれども、ここの賃金につきましてはこちらで高いの安いというあれではないですけれども、1,000円という額については一定の額ではないかなというふうに考えています。

以上でございます。

(菅野)司書資格を持っている人が1,000円というのは、それは価値観でしょうけれども、これは安い。高くはないです。要するにボーナスではない、年金ではない、そういうのも全て安上がりだからということで頼んでいるわけですから、そこら辺は市としても、これプロポーザルか何かですよね、それとも入札ですか。プロポーザルですか。そこら辺は賃金についてもきっちり勘案して額を決めるべきだと思うのです。プロポーザルにしても、入札にしても。どちらですか。

(委員長)教育総務部長、これを最終の回答にしてください。

(教育総務部長)指定管理制度ですので、プロポーザルというか、入札ではございません。金額につきましては、協定書上は法令に準拠してやっていたきたいということでございますので、適正価格というふうに受けとめております。

以上でございます。

(頓所) それでは、7ページの2の廃止なのですが、福祉総合システム再構築事業というのがありますけれども、これは廃止になった理由、契約まで至らなかった理由と、それから契約……

(何事か声あり)

(頓所) 本当。済みません。では、特にいいです。

(委員長) いいですか。

(頓所) はい。

(加藤) 今の7ページなのですが、債務負担行為の何かスケートパークの関係です。今指定管理にすることで公募をしているというふうな先ほど説明があったかと思うのですが、いつまでこれ公募して、いつ決定するのか、それもあるのですが、どういった会社が今応募されているのか、まずお聞きします。

(スポーツ課長) スケートパークのオープンは4月以降という形で、今指定管理者公募していますけれども、公募者は現地説明会4社来まして、現在総合体育館とか管理している会社と、あとビル管理会社が2社来ております。

以上です。

(加藤) 総合体育館ですか、そちらのほうをやっているところとビル管理会社が2社というふうなことですけれども、やっぱりこれをつくるに当たって、本当にただそのスケートパークをつくるだけでなくて管理所というのですか、事務所というか、そういうものをきちんと置いてやるというふうなことの説明があって、その指定管理というふうなこと、あと整備とかいろいろ組まれるのでしょうか、やっぱりこういう特殊なスポーツ施設ですよね。普通の体育館を借りて、ただテニスやるとかバドミントンやるとかと、そういうことでなく……テニスはやらないか。そういうことではなくて、特殊なこういうスポーツ種目というか、こういう施設ですけれども、やっぱりある程度スケートパークのノウハウがどのぐらいわかっている会社かというふうなことのそういう募集をかけて公募をする中で、市としてはどんなふうこれからその指定管理にするというふうな会社をどのような考えで指定しようというふうに思

っていますか。

(スポーツ課長) スケートパーク管理小屋を設けて有料でということは去年の12月議会で承認いただきましたけれども、当然一般公募ですので、仕様書にはノウハウがあるところというか、そのようなもので公募しておりますけれども、全国的にやっているところで、有料施設ではありませんけれども、スケートパークみたいなものを管理しているというところは確認はしております。そこが手を挙げているということで、今選定を進めています。

(加藤) では、全くただ指定管理になって、ただそういうことをこれからやるということではなくて、ある程度のノウハウのあるそういうところが今現在そういうことで公募もしているというふうなことでいいわけですね。これいつに指定管理に決定する考えですか。

(スポーツ課長) 今1次の選定委員会を行いまして、今週2次のプロポーザルの調査部会の会議を行いまして、その後2次の選定をする計画で今進めております。2次の選定日が一応3月9日を予定しております。以上です。

(加藤) ぜひそういうノウハウのちゃんとわかっている、ただやはり例えばけがをしたならどうするかとか、そういうことであればそんな本当に専門的なのというか、なくてもいいと思うのですけれども、やはりノウハウのきちんとわかるような会社をぜひ指定管理として指定してほしいというふうに思っていますが、この1,784万4,000円というのが高いのか安いのかということは全然ちょっとわからないのですけれども、それは会社の中に年間としてどのぐらいの社員がどうだとかというのは、もうそれは全部相手任せでやるわけですね。

(スポーツ課長) 指定管理の公募の仕様は、とりあえず有料ですので、当然受付小屋に管理人は1人は常駐でということで募集しております。そこで、専門知識があるノウハウがあるチームみたいなものを提案でデモでイベント開くとか、そのようなものありますので、その辺はこれからプレゼンやったときとか選定委員会のほうで確認して進めていきたいと思えます。当然ノウハウはあるところが手を挙げておりますので、そ

の辺を考えて選定していきたいと思っています。

以上です。

（加藤）では、次行きます。24ページの地域介護の福祉空間の関係なのですけれども、これは4月からオープンですよ。ちょっとわからないのですが、補助金ということで、これ国庫補助というふうなことも含む中でのもちろん補正ということはわかっているのですが、こういうのって4月からオープンする中で補正で組まなければならないという、そういう状況なのですか。ちょっとわからないので、来年度の予算の中での予算では、もう運営していくための補助金というふうなことだとやっぱりそういうのって間に合わないのですか。もうすっかり施設もできたりして、いろんなそういう補助金も直接は来ていると思うのですけれども、補正を組むというふうなことというのがちょっと理解できないので教えてください。

（介護保険課長）実は今回のこの補助金なのですが、もともと25年度からの繰り越しの部分でございまして、26年度中の執行を国のほうから求められているものだったのですが、その関係で今回のこの施設については逆に26年度は間に合わないだろうというお話をいただいております。27年度の補助になるというようなお話を12月年末までそういう話を聞いておったのですが、急遽国のほうで25年度の繰り越し分が余裕があるということで、急遽27年度の開所の事業に対しても補助対象はしますよというようなお話が来まして、内示をいただいた関係で今回の補正になったのですが、内示いただいたのは実際年明けの1月の20日でございます。そこから急遽今回の補正を行い、補正を予算組みさせていただいて今年度の支出にするという形をお願いをしているものでございます。

以上でございます。

（加藤）これの質問を本会議で私ではなくて議員がしましたよね。このほかにこういったことがないのかというふうな質問があったかと思うのですが、ありませんというふうな答弁だったと思うのです。これ以外にこういうふうな施設の関係があるかというふうなことで、ありませんと

いうふうな答弁だったかと思うのですが、私ちょっと聞き入っているところでは何かまた新たに吹上地域にそういう特養的なものをつくるのだというふうな話がちょっと……これは公的ではもちろんないのですが、そういうことをやるのでお願いをされたというふうな方の話を直接聞いたのですけれども、そんなような話というのは今現在はありますか、ないのですか。

(介護保険課長)この今回の6,000万につきましては1施設の補助金になりますが、今回6期の計画の中で29年のオープンを目指して今動いているところが1カ所ございます。そこにつきましては、また別途別の補助金という形になろうかと思いますが、吹上エリアでというお話で申し上げますと、県のほうに計画を出す中で吹上を建設予定地として出したところが1つございましたが、そこにつきましては今回県のほうでご採択いただけなかったという形で話は聞いております。

以上でございます。

(加藤)28ページのところなのですが、一番下の吹上小学校の管理備品が27年度のほうに回すために減額補正をするというふうなことの説明いただきました。吹上小学校4月から開校するわけですけれども、27年度に教育施設の管理備品ということで来年度の予算に回すということはきちんと子どもたちができる状況になるのですか。何か来年度の予算に回すということはどうなのかなと、わざわざ減額して来年度の予算に回すというのはどういうことなのかなというふうにちょっと感じたのですけれども。

(教育総務課長)この備品につきましては、2,003万円ということで当初26年度に一括で備品を購入する予定でしたのですけれども、学校のほうと協議をしまして、校庭の遊具等が学校が欲しいという、そういう要望がありまして、27年度に木造校舎の解体並びに外構工事を予定しているものですから、先行的に遊具を置く場所がないという、そういう状況の中で27年度に一部備品を回したという、そういう形になります。

以上です。

(加藤)次のページの先ほどの図書館の関係なのですけれども、司書を

持たれている方の給料が安いとか高いかは、ちょっとその辺は本当にその会社が雇う金額なのですからけれども、でもある程度はどのぐらいの人を何人雇って、どのぐらいの運営ができるかということでの指定管理の中に入っていくと思うのですが、やはり先ほどのこの減額補正は3名のところを2人でやったとか、いわゆる何か図書の移動ですか、その関係とかというふうな説明がある中でのそういう減額補正だというふうなことでありますが、やはり指定管理にすること自体は私としては反対をしたわけですが、やはりもうなくなってしまった今現在の運営ですから、やはりきちんとした図書の司書を置くような指導というものをぜひしていただきたいと思うのです。これは、ちょっと今ここではいろいろ言いませんけれども、いろんな指定管理になったことで問題のある話を聞いていますので、来年度ちょっとこれだけだと減額したので幾らの指定管理でこれだけ減額されて、27年度はどのぐらい予算とっているのかちょっと私も調べていないのですけれども、きちんとした管理運営が今年度ちょうど1年になるわけですから、されているというふうに3名から2名になったということを1つ聞いてもちょっとどうだったのかなというふうに思うのですが、その辺きちんと運営されていたというふうに認識されているのかお聞かせいただきたいと思います。

（生涯学習課長）先ほどご説明しました3人から2人に人数を減らしたという部分については、これは学校図書館の支援事業という形で、初年度でしたので、本部を吹上図書館のほうに置きまして、その近くの学校ということで赤見台中学校と小谷小学校、この2校に司書を配置しました。来年度につきましては、先ほど部長のほうからもお話をさせていただきましたけれども、司書を7人にふやしまして、12校に対して行っていく予定であります。非常に各学校からのお話を聞いていますと生徒たちも喜んでいて、非常に手がなかなか入れられなかった学校内の図書室が整理整頓されたということ、それから本を探すのも非常に楽になったというお話も聞いております。

それから、各市立の3館の図書館のほうも直営でやっていたときは司書のパーセンテージが30%ちょっとでしたけれども、現在は50%を超えて

おります。ご利用いただく方へのご相談等にも積極的に行っているという
ことで、ご好評をいただいているところでございます。

以上です。

（加藤）あと、教育委員会にこの図書館とのいろいろな交流というか、い
ろんな本当に指定管理だけにお任せするのではなくて、教育委員会に司
書教諭の持たれた方を1人配置していたと思うのですが、その人と職員
とこの指定管理との1年間の間でどんなふうな、いい方向での何か実績
というか、そんなことがありましたら。

（生涯学習課長）図書館担当としまして司書が2名生涯学習課のほうに
配置をしてございます。毎月図書館の館長会議というものもございませ
て、毎月顔を合わせて、それから各図書館に入れる選書については教育
委員会のこちらのほうの図書館担当のほうの意見も取り入れて本のほう
は選定をさせていただいているという状況でございます。

以上です。

（野本）まず、7ページのところ、7ページのスケートパークの管理業
務委託について指定管理の選定中ということで今までの質問がありまし
た。もともとこの上谷総合公園は指定管理でやっているところで、それ
ではそのもともと指定管理を受けているところではできない面という
のがどういうことなのか、その辺が伺いたいところなのですが。

（スポーツ課長）フラワースタジアムとか管理しているところの指定管
理者が受ければという意見だと思うのですがけれども、先ほどの加藤委員
からもお話あったとおり、現在の指定管理者のほうはスケートパークの
ノウハウがないということで辞退されましたので、急遽公募という形で
公募させていただきました。そのような経緯があって今の状態になって
います。

以上です。

（野本）特に今安全管理のほうですとか、そういうようなノウハウなの
かなというふうに思うのですがけれども、指定管理を出すに当たって市の
ほうでこれとこれをとというノウハウがないと言われた部分を要するに次
の指定管理にお願いするわけですね。その部分というのはどういうこ

となのですか。

(スポーツ課長) 今のフラワースタジアムを管理するところは、結局野球、サッカー、テニスとかのほうは団体競技であり、監督もいるので、その辺はけがの心配もありますけれども、ある程度容認できると。ただ、スケートパークの関係は単体で来た時にその辺のけがの心配のほうは結構指定管理者のほうではちょっといかがなものかなという形で辞退という形になりました。結局指定管理者は数受けていないので、メジャーな野球、サッカー、テニス以外のはちょっと手を引くというような形で辞退されたような経緯があります。

(野本) そうすると、上谷総合公園の中に2つの指定管理があるというふうに考えればよろしいわけですか。その範囲というのは、スケートパークの別の指定管理者はどうすみ分けをするのか。スケートパークの部分だけということなのか、すみ分けの仕方を教えてください。

(スポーツ課長) スケートパークは有料施設ですので、フェンスで囲んであります。管理小屋もあります。それからスリー・オン・スリーの無料のバスケットゴールがありますけれども、両方ともフェンスで仕切られておりますので、その中を今回公募するほうの指定管理者ということで考えております。ただ、現在の指定管理者とのやりとりというのは当然仕様書にもうたいまして、横の連絡はとるような話で公募をしております。

以上です。

(野本) そうすると、現状の指定管理の会社と共有する部分とか、一緒に何かやることというのはあるということなのでしょうか。

(スポーツ課長) 基本的に一緒ということはありませんけれども、建物がフラワースタジアムのほうに事務所がありますので、現金の保管場所だとか、とりあえず変な話、けが人があったときの横のつながり、連絡とか、一応ネットでパソコンの共有とかというのは仕様書でうたって、今の指定管理者のほうも了解しております。

以上です。

(野本) 仕様書の段階で市が求める安全基準というのかな、指定管理者

に求めるものというのはどのようなことなのですか。

(スポーツ課長) 特に安全基準というのは考えていませんけれども、最低ヘルメット、プロテクター等の使用がある方の利用だけに限定という形で進めております。あとはスケートパークの管理の経験があるところということで提案はされております。

(野本) ということは、ヘルメットとか、そういうものが満たしてあれば初めての人でも上級の人でも自由にそこに入れるというようなことなのでしょうか。

(スポーツ課長) はい、そうです。プロテクターがあって、子ども、幼児でしたら親御さんの同行と、あと一応その辺の管理の仕様、住所とか氏名とか書いていただきましてやっていますけれども、ほかには特にこちらからは指示はしていません。

以上です。

(野本) 指定管理者が例えば教室を開くとか、そういうようなことは仕様書のほうにはあるのでしょうか。

(スポーツ課長) 当然自主事業でその辺やってもらって、講習も開いてやるということは当然提案もされております。

(野本) これに関しては、スケートパークを実際やってみなければわからない部分もあるのかもしれない。実際のところ、我々が子どものは勝手にやっていたと、勝手にけがもしていたということもあるわけですが、そのところが変に市がどこまでの責任を負うのかというところはやっぱり指定管理者とやりとりがあるのですか。

(スポーツ課長) 結局プロテクター、装備品がしっかりしていればけががあったときには野球、サッカー、テニスとかと同じような保険の対応で、あとは自己責任でという形になると思いますので、その辺は特にスケートパークだからこういう責任があるとかというのは特に契約はしていません。

以上です。

(野本) 県負担金の17ページの生活保護費負担金ですけれども、県の負担というのは実際にどの部分を指しているのかというのを教えていただ

きたいと思います。

（福祉課長）この場合負担金のほうは国庫負担金が4分の3、県のほうにつきましてはその残りの4分の1のうち、いわゆる居住地の不明な部分についての方について4分の1のうちの15%を見込んでおります。以上でございます。

（野本）基本的には、では居住地がある人については国と市ということで、居住地がない方は県がその分を見るということなのですね。それで、ということはその人数が実際にどうだったからこの減額になったという具体的なところはどういうふうになっているのですか。

（福祉課長）人数というか、金額の4分の1の金額の15%ということで、それから県のほうから実際実績として金額が来ますので、それを見込んで交付決定の金額とも勘案しながらこの減額の金額を決めたということでございます。

（野本）居住地のない方はいなかったとか、そういうような話ではないのでしょうか。県が負担すべき対象がいなかったということで減額ということではないのですか。

（福祉課長）そういうことではございません。

（野本）そのところはちょっとどう理解したらいいのか。具体的な何か数字がつかめないのによくわからないのですが、お願いします。

（福祉課長）あくまでこの金額というのは補正で減額をしました金額を見込んで、それで計算した金額でございます。

（野本）補正で減額をした金額を……わかりますか。

（何事か声あり）

（野本）予算を立てただけけれども……

（何事か声あり）

（福祉課長）生活保護は、国が4分の3、市が4分の1で、それで市内に居住地がなく、居住地保護となるこのケースについては都道府県の負担ということで、その見込みが市で負担する4分の1の当初予算額の中の15%を見込んでいるということでございます。

（野本）それはわかります。では、これは後で教えてもらいますので。

以上で終わります。

(委員長) 福祉部の副部長、わかりますか。今の答えすぐ……

(何事か声あり)

(委員長) 後でいいですか。

(はいの声あり)

(委員長) ほかにはないですね。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(菅野) 国保で補正がされていますけれども、多額の基金は財政の硬直化を招きます。84億円の基金の一翼を担うものですので、基金額を減らして、まずは国保の減税に回し、柔軟な運営をすべきです。

それから、図書館運営において、いわゆる司書資格のある条件でPC操作のできる人が1,060円、それから土日勤務の方が900円というので株式会社図書館流通センターが募集をしていますけれども、どう考えても他のいわゆる非正規の労働者の賃金と比べて大変な高度な資格であるにもかかわらず安い賃金です。行政の仕事をする事自体が労働者いじめを加速させるという点を指摘し、反対します。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論ありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。採決は挙手で行います。

議案第26号 平成26年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 平成27年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

本日の審査はこの程度にとどめ、散会といたします。

明日は午前9時から開会いたしますので、よろしく願いいたします。

本日は大変お疲れさまでした。

(散会 午後5時50分)